

有価証券報告書

事業年度 自 2022年4月1日
(第41期) 至 2023年3月31日

株式会社ルネサンス

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第41期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	8
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	9
3 【事業等のリスク】	12
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
5 【経営上の重要な契約等】	20
6 【研究開発活動】	20
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	43
3 【配当政策】	43
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	44
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	96
第6 【提出会社の株式事務の概要】	109
第7 【提出会社の参考情報】	110
1 【提出会社の親会社等の情報】	110
2 【その他の参考情報】	110
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	111

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月28日

【事業年度】 第41期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 株式会社ルネサンス

【英訳名】 RENAISSANCE, INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 岡 本 利 治

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 03(5600)7811

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 03(5600)7811

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	46,070,485	45,049,105	30,209,649	37,120,078	40,760,685
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	3,633,069	3,042,894	△4,902,891	632,946	311,331
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (千円)	2,436,965	1,378,724	△8,705,008	513,568	△1,141,646
包括利益 (千円)	2,384,864	1,391,461	△8,722,586	442,781	△1,191,213
純資産額 (千円)	15,263,769	16,092,785	9,954,707	10,321,936	10,991,242
総資産額 (千円)	36,684,768	39,765,544	41,718,705	38,189,042	42,272,729
1株当たり純資産額 (円)	937.54	988.21	527.03	546.30	475.41
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	144.96	84.67	△485.43	27.19	△60.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.6	40.5	23.9	27.0	26.0
自己資本利益率 (%)	16.2	8.8	△66.8	5.1	△10.7
株価収益率 (倍)	13.49	11.89	—	36.34	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,115,877	5,160,460	△5,417,734	3,819,236	1,614,938
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,519,150	△2,729,090	△2,928,096	△1,421,598	△4,238,687
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,061,974	999,802	9,271,940	△4,555,006	3,350,634
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,759,281	6,197,831	7,095,721	4,855,796	5,532,596
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	1,423 (2,321)	1,541 (1,845)	1,580 (1,930)	1,454 (1,942)	1,505 (2,040)

- (注) 1. 第37期、第38期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。第41期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第39期及び第41期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 従業員数欄の(外書)は、有期社員及び臨時雇用者(月160時間換算)であります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第40期の期首から適用しており、第40期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高	(千円)	45,865,605	44,834,895	30,038,682	36,830,818	40,244,114
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	3,629,117	2,705,337	△4,935,957	564,777	302,349
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	2,460,792	1,509,224	△8,918,482	441,520	△1,204,399
資本金	(千円)	2,210,380	2,210,380	2,210,380	2,210,380	3,210,356
発行済株式総数 普通株式	(株)	21,379,000	21,379,000	21,379,000	21,379,000	21,379,000
A種種類株式	(株)	—	—	—	—	2,092,000
純資産額	(千円)	15,383,635	16,328,304	9,997,191	10,363,977	11,018,767
総資産額	(千円)	36,568,490	39,808,051	41,589,530	37,955,802	42,047,928
1株当たり純資産額	(円)	944.91	1,002.67	529.28	548.70	476.86
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) 普通株式	(円)	35.0	26.0	2.0	6.0	8.0
A種種類株式	(円)	(17.0)	(17.0)	(0.0)	(2.0)	(4.0)
	(円)	—	—	—	—	1.57
	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	(円)	146.37	92.68	△497.34	23.38	△63.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	42.1	41.0	24.0	27.3	26.2
自己資本利益率	(%)	16.3	9.5	△67.8	4.3	△11.3
株価収益率	(倍)	13.36	10.86	—	42.27	—
配当性向	(%)	23.9	28.1	—	25.7	—
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数)	(名)	1,387 (2,291)	1,498 (1,823)	1,529 (1,918)	1,387 (1,915)	1,438 (2,007)
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX)	(%)	102.8 (95.0)	55.1 (85.9)	63.8 (122.1)	54.6 (124.6)	51.9 (131.8)
最高株価	(円)	2,638	2,213	1,328	1,548	1,007
最低株価	(円)	1,818	914	711	958	828

- (注) 1. 第41期の発行済株式総数(A種種類株式)は、2023年1月31日を払込期日とする第三者割当の方法による新株の発行により、2,092,000株が増加しております。
2. 第37期、第38期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。第41期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第39期及び第41期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数欄の(外書)は、有期社員及び臨時雇用者(月160時間換算)であります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第40期の期首から適用しており、第40期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。A種種類株式は非上場株式であるため、該当事項はありません。

2 【沿革】

- 1979年10月 大日本インキ化学工業㈱(現D I C㈱、以下、(沿革)において「D I C」という。)の企業内ベンチャー事業として、D I Cの子会社であるディックブルーフィング㈱内にスポーツ事業部を設け、閉鎖中のボウリング場内に8面のテニスコートを建設し、「ルネサンステニススクール幕張」をオープン。
- 1982年8月 D I Cの100%出資により、㈱ディッククリエーション(現当社)を設立し、同年10月にディックブルーフィング㈱よりスポーツ事業を移管。
- 1989年7月 伊王島スポーツリゾート開発㈱を合弁にて設立。
「ルネサンス 長崎伊王島」(第3セクターリゾート)オープン。(2002年1月閉鎖)
- 1990年4月 ㈱ルネサンス棚倉を合弁にて設立。
「ルネサンス棚倉」(第3セクターリゾート)オープン。
- 1991年5月 三菱地所㈱と合弁で㈱リーヴ・スポーツ設立。
「リーヴ・ルネサンス」の名称でスポーツクラブを展開。
- 1992年3月 ㈱ディッククリエーションを㈱ディックルネサンス(現当社)に社名変更。
- 1992年5月 本社を東京都中央区日本橋から東京都墨田区両国に移転。
- 2000年4月 指導部門の業務委託企業である㈱ルネサンス企画の営業を譲り受け、組織統合。
- 2000年12月 日本たばこ産業㈱の子会社㈱スポーツクラブトリムと合併。
- 2003年7月 ㈱ディックルネサンスを㈱ルネサンスに商号変更。
- 2003年12月 日本証券業協会へ株式を店頭公開。
- 2004年4月 帝人㈱よりトーアスポーツ㈱の全株式を譲り受け、100%子会社化。
- 2004年7月 トーアスポーツ㈱と合併。
- 2004年12月 ㈱ジャスダック証券取引所に株式を上場。
東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
- 2005年1月 ㈱ジャスダック証券取引所への株式上場を廃止。
- 2006年3月 東京証券取引所市場第一部銘柄に指定替え。
- 2006年6月 住友商事㈱及び㈱山陽レイスportsの子会社、㈱玉島スポーツプラザの全株式を譲り受け、100%子会社化。
- 2006年9月 ㈱玉島スポーツプラザと合併。
- 2008年8月 三菱地所㈱の子会社、㈱リーヴ・スポーツと合併。
- 2012年5月 リハビリ特化型デイサービス事業「ルネサンス リハビリセンター大船(現元氣ジム大船)」を開業。
- 2014年6月 ベトナム国においてRENAISSANCE VIETNAM INC. 設立。
同年11月、1号店「スポーツクラブ ルネサンス イオンモールビズオンキャナリー」オープン。
- 2016年8月 「ルネサンス健康経営宣言」制定。
- 2016年9月 介護リハビリ施設「元氣ジム」フランチャイズ1号店を仙台市に開業。
- 2018年5月 脳活性化メソッド「シナプソロジー」、韓国法人チャンネルファクトリーと総代理店契約を締結。
- 2018年11月 沖縄県初出店「スポーツクラブ ルネサンス・ライカム24」オープン。
- 2021年4月 ㈱BEACH TOWNと資本提携。
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行。
- 2022年11月 アドバンテッジアドバイザーズ㈱と資本事業提携。
- 2023年3月 ㈱東急スポーツオアシスへの資本参加。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社の株式会社BEACH TOWN、RENAISSANCE VIETNAM INC.、持分法適用会社の株式会社東急スポーツオアシスで構成されており、当社はスポーツクラブの運営及びその関連事業を営んでおります。

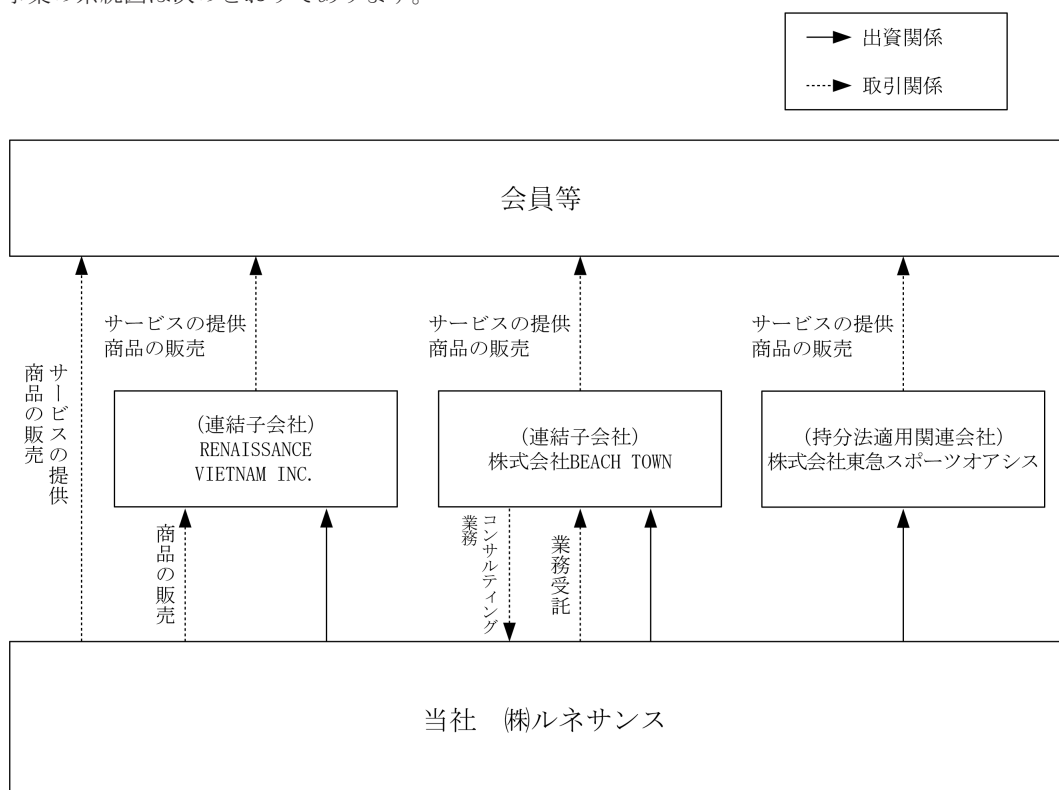
なお、当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであります。

(スポーツクラブ運営事業)

当社グループは、フィットネスクラブ、スイミング・テニス・ゴルフスクール等のスポーツクラブ事業、法人会員やヘルスケア事業等の法人（BtoB）事業、施設運営受託・健康事業受託・自治体のまちづくり支援事業等の自治体（BtoG）事業、運動とリハビリの専門家による機能訓練と最新のマシンを取りそろえた運動特化型デイサービス等の介護リハビリ事業、他関連事業を主たる事業としており、2023年3月31日現在で、日本国内では首都圏を中心にスポーツクラブ128施設（直営105施設、業務受託23施設）、スタジオ業態施設2施設、リハビリ施設43施設（直営32施設、フランチャイズ11施設）、アウトドアフィットネス15施設（直営6施設、業務受託9施設）の計188施設のスポーツクラブ及び関連施設を全国展開しております。また、海外ではベトナムに2施設を展開しております。

(事業系統図)

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株BEACH TOWN	神奈川県 横浜市中区	3,000千円	アウトドアフィットネス事業 その他関連事業	51.7	役員の派遣 1名
(連結子会社) RENAISSANCE VIETNAM INC.	ベトナム国 ビンズオン省	3,974千米ドル	スポーツクラブ事業 スイミングスクール事業	100.0	役員の派遣 2名
(持分法適用会社) 株東急スポーツ オアシス	東京都 渋谷区	100,000千円	会員制スポーツクラブ 運営事業	40.0	役員の兼任 2名

(注) 2023年3月31日付で株東急スポーツオアシスの株式40.0%を取得し、持分法適用会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2023年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
スポーツクラブ運営事業	1,505(2,040)
合計	1,505(2,040)

(注) 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、有期社員及び臨時雇用者(月160時間換算)であります。なお、当社グループから当社グループ外への出向者2名は含んでおりません。

(2) 提出会社の状況

(2023年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,438(2,007)	37.7	11.5	5,138

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、有期社員及び臨時雇用者(月160時間換算)であります。なお、当社から当社外への出向者3名は含んでおりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの従業員数の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社は労働組合を結成しておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

連結子会社であるRENAISSANCE VIETNAM INC. は労働組合を結成しており、2023年3月31日現在の組合員数は54名であります。なお、労使関係は円滑に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の 割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金差異(%) (注1.3)		
		全労働者	正規雇用労働者	有期社員 及び臨時雇用者
15.0	75.6	74.4	82.5	94.6

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出した
ものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)
の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規
則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したもので
あります。
3. 当連結会計年度の年間平均賃金(基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く。)を
基に、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しております。なお、正社員の出向者については、
当社グループ内から当社グループ外への出向者2名を含みます。また、臨時雇用者については、正社
員の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しています。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社の企業理念である「わたしたちルネサンスは『生きがい創造企業』としてお客様に健康で快適なライフスタイルを提案します」という言葉には、人々のエネルギー・情熱の源泉である「心身の健康」をお客様に提供することによって、お客様の「生きがい創造」のお手伝いをするとともに、その仕事を通して従業員の生きがいをも創造することを目指すという思いが込められております。

現在のわが国は、世界に類を見ないほど急速に少子高齢化が進んでおり、人口減少による経済の停滞や社会保障負担の増大等、直面する危機に対して、果敢に挑戦することが求められております。当社の事業は、様々な社会問題の解決に役立つ高い社会価値を有していると自負しております。当社は、健康ビジネスという事業そのものを通じて、企業の存続・成長に欠かすことのできない高い収益性（事業価値）と、社会問題の解決に応じていくという広い社会性（社会価値）、そして全てのスタッフが仕事そのものに「生きがい」を感じ、自己を成長させていくという深い人間性（人間価値）の3つの価値を調和、実現させることを目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、収益力を示す指標として売上高営業利益率、経営の安定性を示す指標として自己資本比率、また、経営の効率化を示す指標として自己資本当期純利益率を重視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」といいます。）の影響につきましては、2023年5月より感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行し、サービス消費の活発化や景気回復が期待されます。一方で、エネルギー資源・原材料価格のさらなる高騰や物価上昇の影響等、引き続き先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

このような中、当社グループは、「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を長期ビジョンに掲げ、中核事業であるスポーツクラブ事業における既存施設の収益性の向上と新規施設の着実な成長、介護リハビリ事業の拡大、さらに、企業・健康保険組合に向けた事業及び自治体に向けた事業等のヘルスケア領域と各事業との連携を通じた付加価値の創出に取り組んでまいります。

経営課題への対応としましては、以下の重点項目に取り組んでまいります。

項目	具体的な取り組み
スポーツクラブ事業の回復・サービスデザインの再設計	<ul style="list-style-type: none">・会員数の伸長及び単価アップにつながる付加価値の向上・店舗オペレーションの標準化を土台とした、業務の自動化・省人化・集約化による運営の効率化・顧客感動満足につながるサービスデザインの再設計及びその実現のための人材採用・育成の再強化、デジタル分野の強化・スポーツクラブと自治体に向けた事業の連携を通じた、地域に根差した活動の推進
ヘルスケア領域の事業拡大	<ul style="list-style-type: none">・リハビリ特化型デイサービス「元氣ジム」の新たなモデルの確立及びフランチャイズ施設の拡大・企業・健康保険組合に向けた、RENAISSANCE Online Livestream（以下、「ROL」といいます。）等のオンラインプログラムを活用した健康経営支援の拡大・自治体に向けた、健康を軸としたまちづくりの推進、健康増進施設の運営、学校の体育授業受託等の拡大・認知症予防やがんの保険外のリハビリテーション等、高齢化社会が抱える社会課題へのソリューション開発

項目	具体的な取り組み
人材への投資	<ul style="list-style-type: none"> ・社内における健康経営の実践及び従業員エンゲージメントの向上 ・一人ひとりのパフォーマンスの向上を目的とした人材開発及び組織開発 ・持続的な成長を可能とする組織構築のためのD&I推進、人事制度等の環境整備 ・昨今の物価上昇や価値創造の源泉となる人材確保等を考慮した給与水準の引き上げ
企業変革・DX	<ul style="list-style-type: none"> ・部門間の連携強化機能を司るマーケティング推進本部を起点とする、部門横断でのコミュニケーションの促進 ・2024年度以降の成長を見据えた、全社最適の視点でのシステム設計

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティ方針及び方針に基づく取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

<サステナビリティ方針>

『私たちは事業活動を通じて、全てのステークホルダーの生きがい創造に貢献します。』

ルネサンスは創業以来、本業を通して社会に貢献すると明言しています。持続可能な社会及び健康長寿社会の実現に向けては、人々の「健康寿命の延伸」が必須であり、「健康」であり続けることが社会課題解決の一つの方法であると考えています。これからもすべての人々が心身ともに「健康」で、「生きがい」を持って豊かに過ごせることを目指し、全てのステークホルダーとのつながりを大切にしたい取り組みを通じて、サステナブルな社会づくりに貢献してまいります。

S Social

ステークホルダーとのつながり

ルネサンスは長期ビジョンである「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を目指し、全てのステークホルダーの皆様への「健康づくり」の支援、「生きがい創造」に貢献します。

G Governance

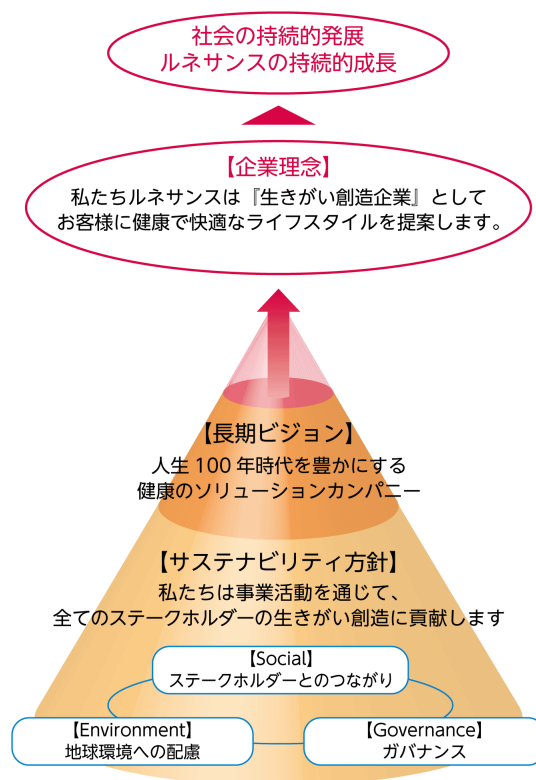
ガバナンス

持続可能な社会の実現のためには、当社が全てのステークホルダーの皆様から信頼され、持続的な成長をすることが必要と考えております。そのために、最良のコーポレートガバナンスを追求することを重要課題とし、経営に取り組んでまいります。

E Environment

地球環境への配慮

自然環境の保全、気候変動への対応などの地球環境への負荷を念頭に、施設運営やサービス提供に取り組んでまいります。



(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社は、持続可能な社会の実現のためには、当社が全てのステークホルダーの皆さまから信頼され、持続的な成長をすることが必要と考えております。そのため、2022年3月の取締役会において、上記の「サステナビリティ方針」を決議し、サステナビリティを巡る課題に、積極的に取り組み、全社挙げて、誠実・公正な対応を行うこととしております。

また、リスク管理においては、環境上のリスクや業務上のリスクを部署ごとに抽出して、リスクが経営に与えるインパクトを評価しています。その結果を経営層に報告し、リスクの軽減・回避の計画を策定することでリスクマネジメントを行っています。リスクマネジメントの重要事項に関しては、内部統制委員会で議論され、リスク対策の立案から検証を行い、内部統制委員会の議事については、実施の都度、取締役会に報告されています。

なお、下記(2)戦略に記載の人材の多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備に関する課題を最重要と位置付けておりますので、その他個別の重要テーマについては、記載しておりません。

(2) 戦略

当社は、ステークホルダーの皆さまの「生きがい創造」を実現するうえで、従業員自らが心身ともに健康で生きがいをもって働き、最大のパフォーマンスが発揮できていることが重要であるという考えのもと、人的資本への投資を重視した経営に取り組んでおります。

<人材育成方針>

当社は、一人ひとりのキャリアの自律に向けて「自ら学ぶ・みんなで育てる」という価値観のもと、個人と組織がともに成長につながる機会づくりに取り組んでおります。また、中長期的な企業価値向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、女性をはじめとした多様な管理職の積極的な登用を進めるとともに、組織としての多様性を認め、信頼や連帯感を醸成し、一人ひとりの強みを最大限に発揮できる組織づくりを進めております。

<環境整備方針>

当社は、生きがい創造の起点にあるのは従業員一人ひとりの「エンゲージメント」にあると考え、定期的な組織調査をもとに従業員間の対話を促す場づくりを推進しております。また、社会の変化に応じて、人事制度や仕組み等の柔軟性を高めることで、より一層の働き方改革を推進し、多様な人材が活躍できる環境整備を進めております。より生産性の高い柔軟な働き方に向けたテレワークの推進、勤務地域を限定した地域限定正社員制度の導入等、一人ひとりのライフデザインにあわせ活躍できる環境づくりを進めております。

(3) 指標及び目標

当社は、上記(2)戦略において記載した人材の多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備に関する方針に係る重要な取り組みとして、「健康経営の推進」及び「ダイバーシティ&インクルージョンの推進」を行っています。主な取り組み並びに指標及び目標は以下の通りです。

(ア) 健康経営の推進

企業理念である「生きがい創造」を実現し、健康づくりを通じてお客様お一人おひとりの生きがい創りに取り組むためには、従業員が、全ての基盤となる自らの健康を維持向上させ、「心身ともに健康のプロフェッショナル」であることが必要であることを共通の価値観として、「健康経営の推進」に取り組んでおります。

(主な取り組み)

- ・社員の評価制度に「健康」の項目を加え、自律的な健康づくりの実践を促進
- ・定期健康診断の結果において、要医療・要精密検査・要再検査の判定区分となった際の再受診率目標を100%と設定し受診勧奨を強化
- ・健康サポートアプリ「カロママプラス」を活用した全社イベント実施による健康リテラシーの向上、健康のプロフェッショナルとしての行動変容への働きかけ

(健康経営に関する指標)

指標	目標	実績(%)		
		2020年度	2021年度	2022年度
定期健康診断の受診率	毎年度末100%	100.0	100.0	100.0
定期健康診断の事後措置 要医療 受診率	毎年度末100%	29.7	84.2	82.1
定期健康診断の事後措置 要精密検査 受診率	毎年度末100%	38.9	86.7	88.6
定期健康診断の事後措置 要再検査 受診率	毎年度末100%	31.9	84.2	100.0

(イ) ダイバーシティ&インクルージョンの推進

多様性を認め合い、一人ひとりの強みを発揮できる組織をつくることで、多様化した市場ニーズへの対応及びイノベーション創出による企業価値向上を目指しております。

<中核人材の登用等における多様性確保の方針>

- ・当社は、「生きがい創造企業」として、管理職（中核人材）の多様性の確保について、多様化する市場ニーズへの適応、リスクへの対応、労働生産性の向上に資すると考え、中長期的な企業価値を向上させるための重要な取り組みであると位置づけます。
- ・管理職候補者に対する組織的な育成や、女性をはじめとした多様な管理職の積極的な登用を進めるとともに、組織としての多様性を認め、信頼や連帯感を醸成し、一人ひとりの強みを最大限に発揮できる組織づくりを進めます。
- ・社会の変化に応じて、人事制度や仕組み等の柔軟性を高めることで、より一層の働き方改革を推進し、多様な人材が活躍できる環境を整えます。

(主な取り組み)

- ・定期的な組織調査の実施と、結果を活用した対話の場づくりによる、心理的安全性のある職場づくり
- ・女性をはじめとした多様な管理職の積極的な育成と登用による個の活躍推進と組織の活性化
- ・育児社員のためのネットワーク組織「るねふぁみ+（プラス）」の活動推進による男女ともに働き続け活躍を支援する環境構築

(ダイバーシティ&インクルージョンに関する指標)

指標	目標	実績		
		2020年度	2021年度	2022年度
管理職に占める女性労働者の割合	2024年3月末までに18%	13.8%	14.8%	15.0%
管理職に占める女性労働者の数	—	31名	34名	35名
リーダー職に占める女性労働者の割合	2024年3月末までに40%	33.7%	35.4%	35.0%
リーダー職に占める女性労働者の数	—	116名	120名	125名
男性労働者の育児休業取得率	毎年度末100%	52.0%	74.4%	75.6%
男性労働者の育児休業取得者数	—	26名	32名	31名

3 【事業等のリスク】

当社が展開する事業活動において、経済情勢、政治的または社会的要因等により影響を受ける可能性があります。有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与えると認識している主要なリスクは以下のようなものがあります。なお、文中には将来に関する事項及び対応策が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境の変化について

① 施設の休業に伴う影響

当社が行うビジネスは、主にスポーツクラブへの来館を前提とした施設産業であります。したがって、新型コロナウイルス等の感染症の拡大により国や地方自治体から当社施設に対して休業要請が出た場合や、自然災害により施設を休業せざるを得ない場合は、業績に影響を及ぼす可能性があります。一方で、施設の休業に伴い一般消費者の運動機会が減少することで、運動不足による健康二次被害等が新たな社会課題となっております。当社事業は、社会における健康インフラとして、社会の要請を受けながら営業を継続する使命があると捉えております。この使命を全うするため、当社グループにおいては、以下の対策を講じております。

1. 感染症等の拡大への対策

感染防止対策を徹底した、安全・安心の施設運営を行っております。2020年4月に政府が発出した緊急事態宣言の後、当社が加盟する一般社団法人日本フィットネス産業協会が作成した感染防止のガイドラインに沿って運営を行っております。

2. 自然災害発生時の対策

自然災害が発生した場合においても、当社施設が営業継続できるよう、最低年1回の施設点検及びメンテナンス並びに必要に応じた改修工事を実施しております。

自然災害が発生した場合に早期復旧するため、施設保守及び管理にかかる取引先との連携を強化しております。東日本大震災や熊本地震の際には、取引先と連携し、施設の復旧をいち早く実現いたしました。

自然災害が発生した場合には、地域の生活インフラとしての機能を果たせるよう、プール水の生活用水としての活用や地域住民に対する浴室設備の開放等を行っております。

② 会員数の減少に伴う影響

当社が行うスポーツクラブ事業の対象顧客は、一般的な個人消費者が中心です。したがって、競合店舗の出店や個人消費の低迷などにより、会員数が減少した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は「人生100年時代を豊かにする、健康のソリューションカンパニー」を長期ビジョンに掲げ、一般的な個人消費者だけでなく企業や健康保険組合等の法人、及び自治体に向けたビジネスを展開しています。また、オンラインレッスンサービスなど、施設への来館を伴わない健康づくり支援も実施しております。これらの取組みにより、会員数の減少にとまらぬ売上高の減少リスクを低減しています。

1. スポーツクラブの魅力向上に向けた取組

現在フィットネス業界において、24時間ジム等の多様なニーズに対応した小型業態の出店が相次いでおります。フィットネス会員の集客においては、総合型スポーツクラブのジムエリアを24時間営業に変更し、顧客の利便性を高める取り組みを進めております。また、コロナ禍において、スクール会員の集客は好調であることから、新たなスクール制フィットネスプログラムの開発及びその全国展開や、IoTの技術を活用した「スマートテニスレッスン」に加え、業界初となる「スマートスイミングレッスン」を導入するなど、総合型スポーツクラブの強みを生かした魅力向上施策を行ってまいります。

2. 法人や自治体に向けた取組

当社施設が所在していない地域の法人や自治体との連携を強化し、オンラインプログラムも活用しながら、事業の拡大に取り組んでいます。従業員に向けた健康づくり等の健康経営に関する支援及び、自治体が保有するスポーツ施設等の運営受託、健康づくり等の事業受託、健康で住みやすく魅力的なまちづくりの支援等の取組みを推進しています。

3. 来館のみに頼らない新たな事業創出

現会員（休会中の会員を含みます）及び現会員以外の顧客に対し、スポーツクラブへの来館を前提としない、オンライン等を活用したビジネス創出に取り組んでいます。

(2) 経済状況および資金調達状況の変化について

当社は、事業成長を実現するために一定数の新規出店を行っています。総合型スポーツクラブ出店に際し、敷金及び保証金、設備投資及び開業経費等は1クラブあたり概ね3億円以上の資金が必要となります。また、既存施設の魅力向上のための改修工事にも投資しています。計画以上に新規出店が増えた場合や、急を要する改修工事により、資金需要が大きくなる可能性があります。

① 出店戦略への対策

1. 総合型スポーツクラブの出店にあたっては、中期的な出店計画に基づいた資金計画を策定し、資金需要をコントロールしています。
2. 低投資・短期で回収が可能な業態（ジム&スタジオ、元氣ジム等）や施設の運営受託や開業支援等の投資を伴わない拠点等、出店形態を多様化し、効率的な資本投下による成長を目指しております。

② 資金の調達への対策

1. 新規出店を含む新たな設備投資については、営業キャッシュフローの範囲内で実施しています。フリーキャッシュフローを増加させ、さらに新たな投資の実施による業績向上を図り、財務基盤を維持することにより、必要なタイミングで新たな資金を調達できるよう環境を整えてまいります。
2. 今後の事業展開を推進していくための必要な資金需要に対して、安定的かつ機動的な資金調達体制の構築、財務基盤の一層の強化を図っております。

③ 金利の上昇への対策

経済環境の変化等により、市場金利が大幅に上昇し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。市場金利の上昇に対しては、長期かつ固定での借入を主とし、必要に応じて金利を抑制させる手法を取り入れるなどの対策を取っております。

④ 為替の変動への対策

当社は、子会社であるRENAISSANCE VIETNAM INC.に対して、出資及び貸付を行っております。大幅な為替変動が生じた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。ただし、当社グループ外への海外通貨での出資や貸し付けは行っていないため、為替変動による影響は限定的と認識しています。

(3) 固定資産の減損について

① 新規出店に伴う影響

当社は事業を成長させるために新規出店を行っています。出店判断の際、立地特性や投資額について瑕疵があった場合、減損損失の発生により業績に影響を与える可能性があります。

新規出店に際しては、収支計画を策定し、投下資本の回収に関する一定の基準を設け精査することで、確実に事業成長に寄与する案件に絞って、出店を決定しています。

1. 過去の出店における集客実績、業績推移等を元に収支計画の精度を高めています。
2. 建築コストを低減化することによる損益分岐点の押し下げにより、リスクの低減に努めています。

② 計画の未達による影響

出店後、収支計画を下回って推移した場合、投資回収ができずに減損損失の発生により業績に影響を及ぼす可能性があります。これに対して、日次・月次・四半期ごとのモニタリングを通じて計画通り、もしくはそれ以上の業績を達成するよう、軌道修正を行っています。

(4) 賃貸借契約について（リース含む）

① 営業施設の建物賃貸借契約について

当社の総合型スポーツクラブの新規出店にあたっては、原則として建物を賃借しております。なお、賃貸借期間は主に10年から20年の長期に亘るため、万が一、当社都合により賃貸借契約期間満了前に契約が終了した際には、賃貸人に対し何らかの保証を行う場合があります。なお、当社は、「地域を健康に！」を実現する企業として、長期に亘って、地域貢献することを目指しており、賃貸借契約満了後も契約の更新や再契約の締結により可能な限り事業を継続することを基本的なスタンスとしております。

② 敷金及び保証金について

土地建物賃貸借契約により賃貸人に差し入れている敷金及び保証金の残高は、当連結会計年度末で88億14百万円であります。この資産は、賃貸人の財政状況が悪化し、返還不能になったときは、賃料との相殺が出来ない範囲において貸倒損失が発生する可能性があります。なお、当社は貸倒損失を回避するため、定期的に賃貸人と面談を実施し、賃借人の財政状況の情報収集に努めております。

(5) 繰延税金資産について

① 繰延税金資産の回収可能性

当社では、将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の計算にあたっては、将来の業績予測を基礎として見積もっており、業績予測に含まれる将来の収益予測や営業利益予測は、様々な予測や一定の仮定に基づいて計算しております。したがって、今後経営状況の悪化等により、将来の課税所得が業績予測と異なり、繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報管理について

① 個人情報管理について

当社では、スポーツクラブ等に所属する会員様等の個人情報を保有しています。万が一、個人情報の漏洩や不正利用が発生した場合、社会的評価が失墜することによる、中長期的な需要の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、大量の個人情報が漏洩した場合、該当する会員様等への損害賠償等による影響が生じる可能性もあります。

個人情報の取り扱い及び個人情報漏洩による企業経営や社会的な信用への影響を十分に認識し、情報システムの構築、社内規程・マニュアルの整備、eラーニング（パソコン等を活用した個人学習）による従業員の教育活動の実施、及び内部統制監査室によるモニタリングを継続的に行い、情報漏洩を未然に防止するよう努めております。

(7) グローバルな事業展開について

① 海外事業に関する影響

当社グループの海外事業は、ベトナム国においてスポーツクラブを展開しております。同国における感染症の拡大及び政治・経済情勢の影響により、クラブの営業が困難となった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

これらの影響に対しては、国内外における情報収集及び現地弁護士等との連携を通じ、その回避に努めています。

ベトナム国以外の各国においては、当社が培ってきたノウハウを現地企業と連携して事業展開を行っています。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

連結会計年度においては、スポーツクラブにおける新規入会者数が順調に推移したこと等から、売上高は前年度を上回る水準で推移しました。一方、光熱費の上昇等の影響により、経費支出は当初の想定以上となりました。また、5月10日公表の「通期連結業績予想と実績値との差異及び特別損失の計上並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」のとおり、この度、減損損失5億99百万円及び繰延税金資産の取崩しにより、法人税等調整額7億49百万円を計上しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高407億60百万円（前年同期比9.8%増）、営業利益6億80百万円（前年同期比25.5%減）、経常利益3億11百万円（前年同期比50.8%減）、親会社株主に帰属する当期純損失11億41百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益5億13百万円）となりました。なお、上記の金額には、新たに開業した総合型スポーツクラブ（8月2施設、11月1施設）の開業費用約4億円等を含んでおります。

当連結会計年度におけるわが国経済は、本感染症に伴う行動制限及び入国制限の緩和により、経済活動の正常化が進み、景気持ち直しの動きが見られました。一方、ロシア・ウクライナ情勢に起因するエネルギー資源・原材料価格の高騰、円安の影響による物価上昇等、不確実性の高い状況が続いております。

フィットネス業界においても、光熱費や人件費等の上昇が影響し、依然として厳しい経営環境となっております。しかしながら、本感染症の第8波が収束し、人々の運動意欲や健康意識の高まりが見られることや、2023年3月には業界団体が本感染症の対応ガイドラインを見直し、スポーツ施設内でのお客様のマスクの着用を個人の判断に委ねることを基本とする方針を打ち出したこと等により、需要は回復基調にあります。

このような中、当社グループは「生きがい創造企業」という企業理念のもと、「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を長期ビジョンに掲げ、人生100年時代の到来とともに重要性が高まる、生涯現役で働くための健康維持・増進や、医療費等の社会保障費の抑制につながる「治療から予防へ」の取り組みを通じ、健康長寿社会の実現及び地域の社会課題の解決に取り組んでまいりました。

スポーツクラブ事業では、プール、お風呂、サウナ等の総合型スポーツクラブならではのアイテムを訴求し、好評をいただいた結果、フィットネス会員の新規入会者数が好調に推移し、2023年3月末の在籍会員数は、373,615名（うちオンライン会員数36,936名）（前年同期比12.2%増）となりました。また、10の既存施設におけるジムのフリーウェイトゾーンの拡充を中心としたリニューアルの実施や、全国の会員同士が交流できるファンコミュニティサイト「RENAISSANCEColors（ルネサンスカラーズ）」の開設、成長期の子どもに向けたプライベートブランドサプリメント「ぐんぐんノビルネ」の開発・販売等、提供価値の向上に取り組んでまいりました。一方で、政府の節電要請を受け、夏季（7月～9月）及び冬季（12月～3月）において、節電対策を講じてまいりましたが、光熱費の上昇は想定を上回る結果となりました。なお、当連結会計年度においては、8月に「スポーツクラブ ルネサンス・イオンタウンふじみ野24」及び「スポーツクラブ ルネサンス 海老名ピナガーデンズ24」、11月に「スポーツクラブ ルネサンス 蒔田24」の、総合型スポーツクラブ3施設を開業しました。

介護リハビリ事業では、リハビリ特化型デイサービス「元氣ジム」のフランチャイズ加盟店の拡大に向けた営業及び支援体制の強化を行い、当連結会計年度において、北海道初となる「ルネサンス 元氣ジム帯広自由が丘」を含む4施設を新規開設しました。元氣ジムの直営施設については、12月に脳卒中特化型通所介護施設「ルネサンス リハビリセンター蒔田」及び訪問看護ステーション「ルネサンス リハビリステーション蒔田」、2023年2月に、放課後等デイサービス「ルネサンス 元氣ジムJr. 蒔田」の3施設を開設しました。これらの3施設は「スポーツクラブ ルネサンス 蒔田24」に併設しており、スポーツクラブと介護リハビリ施設のシナジーを高めながら、地域の皆さまの健康づくりを目指しております。

また、他社の介護事業施設への支援として、SOMPOケア株式会社が運営する介護施設及び介護事業所70か所以上を繋いでオンラインでの体操教室を実施し、入居者や利用者のコロナ禍における機能低下の防止に取り組みました。今後、脳の認知機能の低下予防が期待されている、当社が独自に開発した脳活性化メソッド「シナプソロジー」の介護事業施設への提供等とあわせて、入居者の機能低下予防に取り組んでまいります。

企業・健康保険組合に向けた事業では、オンラインレッスンサービス「ROL」においては、当社スポーツクラブの会員に無料で利用いただけるほか、住友生命保険相互会社が販売する健康増進型保険「住友生命「Vitality」」会員のROL利用者の増加や、10月より新たに大同生命保険株式会社の中小企業向け健康経営総合支援ツール「KENCO SUPPORT PROGRAM」へ提供を開始する等、企業・健康保険組合に向けて拡大してまいりました。また、がんサバイバーの方に向けたオンラインプログラムの開発や、イベントレッスンの実施等、がんと共に生きる方々の治療前・中・後におけるQOLの維持・向上を支援する取り組みを実施しました。

自治体に向けた事業では、総務省が支援する「地域活性化起業人」制度等を活用し、16の自治体に従業員を派遣し、地域が抱える健康課題の解決、派遣先の拠点施設におけるコミュニティ活性化の企画等に取り組んでまいりました。派遣先自治体のうち、群馬県吾妻郡嬭恋村においては、当社従業員が企画した「スポーツのチカラで村を元気に！地域多世代交流活動『嬭恋村フィットネスフェスタ』2022」の取り組みが評価され、スポーツ庁主催の「第2回 Sport in Lifeアワード」の優秀賞を受賞しました。また、公共施設等官民連携事業（PPP）では、佐賀県武雄市と熊本県菊池郡大津町において、当社が参画する共同事業体が、市・町内の運動公園や屋内体育施設等の運営を担う指定管理者として新たに指定されました。2023年4月より、各市・町内の全体育施設合計40か所の一括指定管理者として施設の運営・維持管理を行い、地域の健康づくり及びスポーツ振興の拠点として、さらなる活性化に取り組んでまいります。

さらに、2023年3月に東京都墨田区と「墨田区健康経営支援に関する連携協定」を締結しました。本協定に基づき4月より、当社が「健康経営サポーター」として墨田区と相互に連携し、すみだ健康づくり総合計画（後期）に掲げる「誰ひとり取り残さない健康長寿日本一のまちの実現」に向けて、努めてまいります。

ベトナムにおいては、開業から9年が経過し、順調に運営の現地化を進めております。当連結会計年度においては、社会経済活動が正常化し、ハノイ市及びビンズオン省の2施設ともに新規入会者数及び在籍会員数が順調に推移しました。また、幼稚園及び小学校の水泳授業の実施にも積極的に取り組んでおり、今後も直営施設を持つ強みを生かし、地域とのつながりを通じた子どもの教育支援や溺水予防に貢献してまいります。

連結子会社の株式会社BEACH TOWNは、公共施設等官民連携事業（PPP）及び公募設置管理制度（Park-PFI）への参画に向けた企画・提案に取り組み、佐賀県武雄市の「武雄温泉保養村キャンプ場等利活用事業」において、構成企業として事業予定者に選定されました。2023年4月より、武雄温泉保養村にオープンした「OND PARK（オンドパーク）」内に、ヨガスタジオ、ボルダリングジム、アウトドアフィットネス等を展開する「BEACHTOWN OND PARK（ビーチタウンオンドパーク）」を開設し、自然環境と周辺施設の共存及び地域の魅力向上に取り組んでまいります。

当連結会計年度においては、下表の施設を新規出店及び運営受託し、株式会社BEACH TOWNの施設を含む2023年3月末の当社グループの施設数は、スポーツクラブ130施設（直営105施設、業務受託23施設、ルネサンス ベトナム2施設）、スタジオ業態2施設、介護リハビリ43施設（直営32施設、フランチャイズ11施設）、アウトドアフィットネス15施設（直営6施設、業務受託9施設）の計190施設となりました。

出店・開設時期	施設名	施設形態
2022年5月	ルネサンス ケアステーション戸塚（神奈川県横浜市）	介護リハビリ（直営）
2022年5月	ルネサンス 元氣ジム大泉学園（東京都練馬区）	介護リハビリ（FC）
2022年5月	ATHLETA ATHLETIC CLUB（東京都墨田区）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2022年6月	BEACHTOWN HIBIYA PARK（東京都千代田区）	アウトドアフィットネス（直営）
2022年7月	ルネサンス 元氣ジムいわき中央台（福島県いわき市）	介護リハビリ（FC）
2022年8月	スポーツクラブ ルネサンス・イオンタウンふじみ野24（埼玉県ふじみ野市）	スポーツクラブ
2022年8月	スポーツクラブ ルネサンス 海老名ビナガーデンズ24（神奈川県海老名市）	スポーツクラブ
2022年9月	ルネサンス 元氣ジム鹿児島中央（鹿児島県鹿児島市）	介護リハビリ（FC）
2022年11月	スポーツクラブ ルネサンス 蒔田24（神奈川県横浜市）	スポーツクラブ
2022年12月	ルネサンス リハビリセンター蒔田（同上）※	介護リハビリ（直営）
2022年12月	ルネサンス リハビリステーション蒔田（同上）※	介護リハビリ（直営）
2023年2月	ルネサンス 元氣ジムJr. 蒔田（同上）※	介護リハビリ（直営）
2023年3月	ルネサンス 元氣ジム帯広自由が丘（北海道帯広市）	介護リハビリ（FC）
退店・運営受託終了時期	施設名	施設形態
2022年6月末	ドゥミ ルネサンス ライブストリームスタジオ池袋東口店（東京都豊島区）	スタジオ業態
2022年6月末	フィットネススタジオ ルネサンス 五反田（東京都品川区）	スタジオ業態
2022年7月末	Community Park KOBE（兵庫県神戸市）	アウトドアフィットネス（直営）
2022年8月末	スポーツクラブ ルネサンス 海老名（神奈川県海老名市）	スポーツクラブ（業務受託）
2022年9月末	リーヴ新百合ヶ丘フットサルクラブ（神奈川県川崎市）	その他（業務受託）
2023年1月末	アウトドアフィットネス岡山（岡山県岡山市）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2023年3月末	スポーツクラブ ルネサンス 新浦安（千葉県浦安市）	スポーツクラブ
2023年3月末	ルネサンス 元氣ジム江古田（東京都練馬区）	介護リハビリ（FC）
2023年3月末	シャープ福山スポーツセンター（広島県福山市）	その他（業務受託）

※「スポーツクラブ ルネサンス 蒔田24」に併設

なお、2022年11月にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社がサービスを提供しているファンドから約50億円の資金調達を実施することを決定しました。また、同社との事業提携契約に基づき、以下の4点を重点施策と位置づけ、優先すべきテーマとして、店舗開発の強化等複数のプロジェクトを開始しております。

- (i) 事業ポートフォリオを踏まえた最適な経営・人員体制整備等の組織体制づくり
- (ii) スポーツクラブ事業の事業拡大・付加価値向上に向けた、開発体制強化・出店地域の拡大、及びDXを活用したオペレーション効率化・新規サービスの開発
- (iii) 成長領域と位置付けるヘルスケア事業における介護リハビリ施設物件の開発体制を整備・強化することによる出店加速
- (iv) 「健康」を軸とした、社会課題に対応する新規ビジネスへの挑戦

また、2023年3月31日に東急不動産株式会社の子会社である株式会社東急スポーツオアシスのフィットネス運営、ホームフィットネス、スポーツ施設の管理運営受託及びデジタルヘルスデザインの各事業を会社分割により承継し新設した株式会社東急スポーツオアシス（以下、「東急スポーツオアシス」といいます。）の株式の一部（40.0%）を取得しました。本資本参加により、東急スポーツオアシスと当社の合算で国内に直営のスポーツクラブ約140施設の規模を有する、フィットネス業界において売上で最大規模の企業グループとなりました。今後、両社のリソースやノウハウを相互活用し、事業の再成長と業界の発展に寄与してまいります。

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ40億83百万円増加し、422億72百万円となりました。これは主に、現金及び預金の増加により流動資産合計が11億9百万円増加したこと、新規出店に伴うリース資産の増加や、関連会社株式の取得に伴う投資有価証券の増加等により固定資産合計が29億47百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ34億14百万円増加し、312億81百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加したこと等により流動負債合計が6億57百万円増加したこと、新規出店に伴うリース債務の増加や、転換社債型新株予約権付社債を発行したこと等により固定負債が27億56百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ6億69百万円増加し、109億91百万円となりました。これは主に、A種種類株式発行に伴い、資本金及び資本準備金がそれぞれ9億99百万円増加したこと、親会社株主に帰属する当期純損失11億41百万円を計上したこと、配当金1億51百万円を支払ったこと等により利益剰余金が12億92百万円減少したこと等によるものです。

なお、当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの経営成績等については、記載しておりません。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度末に比べ6億76百万円増加し、55億32百万円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

営業活動により得られた資金は、16億14百万円（前連結会計年度比57.7%減）となりました。これは主に減価償却費22億33百万円（同1.8%増）、長期未払金の増加額6億44百万円、未払消費税等の減少額11億18百万円によるものです。

投資活動に使用した資金は、42億38百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出25億83百万円（前連結会計年度比84.0%増）、関係会社株式の取得による支出16億16百万円によるものです。

財務活動により得られた資金は、33億50百万円となりました。これは主に株式の発行による収入19億78百万円、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入14億94百万円、長期借入れによる収入12億円（前連結会計年度比40.1%減）、短期借入金の純増加額11億50百万円、長期借入金の返済による支出22億23百万円（同4.7%増）によるものです。

なお、主要な財務指標のトレンドは以下のとおりです。

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期 (当連結会計年度)
自己資本比率 (%)	41.6	40.5	23.9	27.0	26.0
時価ベースの自己資本比率 (%)	86.8	41.2	53.1	48.9	41.5
債務償還年数 (年)	2.7	2.9	—	4.9	14.0
事業収益 インタレスト・ カバレッジ・レシオ (倍)	15.6	13.4	—	2.5	1.5

(注) 1. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値を用いて、以下の計算式により計算しております。

- ・自己資本比率 : 自己資本／総資産
- ・時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額／総資産
- ・債務償還年数 : 有利子負債／営業キャッシュ・フロー
- ・事業収益インタレスト・カバレッジ・レシオ : (営業利益＋受取利息＋受取配当金)／支払利息

2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

3. 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている転換社債型新株予約権付社債、短期及び長期借入金並びにリース債務を対象としております。営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。また、支払利息については、連結損益計算書の支払利息を使用しております。

4. 2021年3月期の債務償還年数は営業キャッシュ・フローがマイナスであるため、また、事業収益インタレスト・カバレッジ・レシオは、営業損失であるため記載しておりません。

③ 生産、受注及び販売の状況

当社グループは、会員制フィットネスクラブ及びスイミングスクール、テニススクール等のスポーツスクール運営事業、さらにスポーツクラブ施設の運営受託を主たる事業としているため、生産及び受注の内容は記載しておりません。

なお、当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであり、外部顧客への売上高を分解した情報は、「第5 経理の状況 注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」をご参照ください。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する知識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 経営成績等の状況

(i) 当連結会計年度の財政状況及び経営成績の状況

当連結会計年度の財政状況及び経営成績の状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりです。

(ii) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(b) 当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に影響を与える主たる事業は、フィットネスクラブ、スイミング・テニス・ゴルフスクール等のスポーツクラブ事業となります。そのため、継続的かつ安定的な収益確保にあたっては、スポーツクラブの既存店舗の発展と新規店舗の出店が大きな要因となります。また、そのほかの要因につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針 経営環境及び対処すべき課題等」及び「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりです。

(c) 当社グループの資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、事業活動にかかる資金需要において、短期的な運転資金は、主に銀行借入により調達し、長期的な設備資金は、自己資金、建物リース、転換社債型新株予約権付社債の発行及び金融機関からの借入金により調達しております。

② 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産及び負債の報告数値並びに報告期間における収入及び支出の報告数値に与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。当社グループは、売掛債権、前受金、法人税等、退職給付費用、偶発事象等に関する見積り及び判断に対して、過去の実績や状況に応じて合理的であると考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。なお、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表注記事項（重要な会計上の見積り）」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等（1）財務諸表注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

契約締結日	会社名	契約の名称	契約内容	契約期間
2022年11月11日	アドバンテッジ アドバイザーズ 株式会社	事業提携契約書	当社の企業価値向上の実現を目的とした諸施策の検討とノウハウの提供等による事業提携の実施	自 2022年11月11日 至 2026年1月31日 または資本提携終了日のいずれか早く到来する日まで※

※「資本提携終了日」とは、AAGS S3, L.P. がA種種類株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第2回新株予約権又はこれらを転換若しくは行使して取得する当社の株式のいずれも保有しないこととなる日をいいます。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、2,954百万円となりました。これは主に国内の新規出店投資及び既存クラブ改修投資などによるものです。

なお、当連結会計年度においては重要な設備の売却、撤去及び減失に該当する事項はありません。

また、当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの設備投資等の概要については記載しておりません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年3月31日現在

クラブ名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	設備の種類別の帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地		リース資産		合計
						面積 (㎡)	金額			
札幌平岸クラブ (札幌市豊平区) 他 北海道2クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	257,951	2,435	5,890	1,669.0	206,272	—	472,549	25 (39)
仙台宮町クラブ (仙台市青葉区) 他 宮城県3クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	428,454	40,637	25,882	—	—	1,478,881	1,973,855	38 (56)
山形クラブ (山形県山形市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	47,886	974	6,700	—	—	—	55,561	10 (15)
郡山クラブ (福島県郡山市) 他 福島県2クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	131,838	23,255	12,933	—	—	—	168,027	26 (41)
水戸クラブ (茨城県水戸市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	56,454	8,470	4,232	—	—	—	69,157	15 (27)
イオンタウン ふじみ野クラブ (埼玉県ふじみ野市) 他 埼玉県9クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	336,785	12,801	75,659	—	—	887,534	1,312,780	90 (164)
幕張クラブ (千葉市花見川区) 他 千葉県11クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	856,409	18,033	45,302	4,562.0	899,772	1,187,480	3,006,997	100 (145)
曳舟クラブ (東京都墨田区) 他 東京都19クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	1,194,568	85,342	103,304	—	—	838,074	2,221,289	231 (435)
蒔田クラブ (横浜市南区) 他 神奈川県12クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	387,396	26,240	109,988	—	—	2,875,700	3,399,326	167 (321)
長岡クラブ (新潟県長岡市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	—	—	—	—	—	—	—	11 (18)
松本クラブ (長野県松本市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	63,911	5,502	7,686	—	—	—	77,101	12 (20)
岐阜LCワールド クラブ (岐阜県本巣市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	—	—	—	—	—	—	—	12 (17)
静岡クラブ (静岡市駿河区) 他 静岡県1クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	57,567	4,802	13,107	—	—	—	75,477	28 (49)
甚目寺クラブ (愛知県あま市) 他 愛知県3クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	157,531	10,690	14,271	—	—	—	182,493	32 (71)
イオンタウン 山科柳辻クラブ (京都市山科区)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	33,126	—	7,605	—	—	447,901	488,634	9 (25)
登美ヶ丘クラブ (奈良県奈良市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	58,798	4,964	5,375	—	—	—	69,138	12 (22)
久宝寺クラブ (大阪府八尾市) 他 大阪府3クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	30,215	8,662	11,931	399.7	18,894	246,437	316,141	35 (75)
伊丹クラブ (兵庫県伊丹市) 他 兵庫県1クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	26,889	2,582	5,270	—	—	311,937	346,679	24 (36)
玉島クラブ (岡山県倉敷市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	46,248	1,618	5,212	—	—	—	53,079	8 (12)
広島東千田クラブ (広島市中区) 他 広島県5クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	442,187	17,051	24,198	—	—	1,735,810	2,219,247	71 (97)
徳山クラブ (山口県周南市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	14,708	1,345	3,992	—	—	—	20,046	7 (17)

クラブ名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	設備の種類別の帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地		リース資産		合計
						面積 (㎡)	金額			
福岡大橋クラブ (福岡市南区) 他 福岡県5クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	508,331	34,428	18,846	—	—	—	561,606	63 (94)
長崎ココウォーク クラブ (長崎県長崎市) 他 長崎県1クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	15,090	6,765	3,074	—	—	—	24,930	23 (28)
熊本学園大通クラブ (熊本市中央区) 他 熊本県1クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	48,926	5,293	8,334	—	—	—	62,553	17 (29)
おおいたクラブ (大分県大分市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	222,250	35,798	7,347	—	—	428,667	694,065	14 (21)
宮崎クラブ (宮崎県宮崎市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	45,875	1,481	6,219	—	—	—	53,576	10 (15)
ライカムクラブ (沖縄県中頭郡 北中城村)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	20,350	1,033	3,740	—	—	531,126	556,249	11 (14)
本社その他 (東京都墨田区)	—	事務所	96,461	4,493	57,713	—	—	—	158,668	337 (104)
合計			5,586,215	364,706	593,820	6,630.7	1,124,938	10,969,552	18,639,234	1,438 (2,007)

- (注) 1. 設備の種類別の帳簿価額のうち「建物及び構築物」は、建物、建物附属設備、構築物及び資産除去債務に関する除去費用の合計であります。また、上表には建設仮勘定は含まれておりません。
2. 上記の表には、スタジオ業態施設及びリハビリ施設の帳簿価額及び従業員数が含まれております。
3. 従業員数は就業人数であり、有期社員及び臨時従業員は()内に外書きしております。
なお、本社その他従業員には業務受託等に係る従業員が含まれております。また、当社から当社外への出向者3名は含んでおりません。
4. 上記のほか、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち賃貸借処理しているものは、下記のとおりであります。

クラブ名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	リース期間	取得価額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
各クラブ	スポーツクラブ 運営事業	建物	10年～20年	9,280,963	1,050,959

5. リース契約による主な賃借設備は、下記のとおりであります。

設備の内容	主なリース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	摘要
クラブ土地及び 建物等	5年～30年	3,318,827	18,372,372	オペレーティング ・リース

(2) 国内子会社

2023年3月31日現在

会社名	クラブ名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	設備の種類別の帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
㈱BEACH TOWN	本社その他 (横浜市中区)	スポーツ クラブ 運営事業	事務所	—	808	316	—	1,125	18 (22)

(注) 1. 設備の種類別の帳簿価額のうち「建物及び構築物」は、建物及び建物附属設備の合計であります。

2. 上表には建設仮勘定は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人数であり、有期社員は()内に外書きしております。

(3) 在外子会社

2023年3月31日現在

会社名	クラブ名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	設備の種類別の帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
RENAISSANCE VIETNAM INC.	イオンモールロンビエン クラブ (ベトナム国ハノイ市) 他1クラブ	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備他	—	—	188	—	188	49 (11)

(注) 1. 設備の種類別の帳簿価額のうち「建物及び構築物」は、建物及び建物附属設備の合計であります。

2. 上表には建設仮勘定は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人数であり、有期社員は()内に外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2023年3月31日現在において確定している主な投資計画は次のとおりであります。

会社名	クラブ名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出会社	仙台卸町24(仮称) (仙台市若林区)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	251,077	113,423	自己資金、 建物リース 及び銀行借入	2020年8月	2023年7月
	光の森24(仮称) (熊本県菊陽町)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	187,914	15,323	自己資金、 建物リース 及び銀行借入	2019年12月	2023年度
	今里24(仮称) (大阪市東成区)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	131,000	13,500	自己資金、 建物リース 及び銀行借入	2022年12月	2023年7月
	イオンモール 座間24(仮称) (神奈川県座間市)	スポーツ クラブ 運営事業	スポーツ クラブ 設備	271,177	73,573	自己資金、 建物リース 及び銀行借入	2019年10月	2023年度

(注) 投資予定額には、敷金及び保証金を含んでおります。

(2) 重要な設備の除却等

2023年3月31日現在において、重要な除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,400,000
A種種類株式	2,092,000
計	52,400,000

(注) 2023年1月20日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、同日付で、発行可能種類株式総数を普通株式52,400,000株、A種種類株式2,092,000株に変更しております。なお、当社の定款第6条に定められたところにより、当社の普通株式及びA種種類株式をあわせた発行可能種類株式総数は、52,400,000株であります。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,379,000	21,379,000	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に制限のない標準となる株式 (注) 2
A種種類株式	2,092,000	2,092,000	非上場	(注) 2 (注) 3
計	23,471,000	23,471,000	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのA種種類株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 単元株式数は、普通株式及びA種種類株式のそれぞれにつき100株であります。

3. A種種類株式の内容は次の通りであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、956円（以下、「払込金額相当額」という。）に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2023年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

3. 議決権

(1) A種種類株主は、当社の株主総会及びA種種類株主を構成員とする種類株主総会においてA種種類株式100株につき1個の議決権を有する。

(2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、本(注)3において「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数（以下、本(注)3において「交付株式数」という。）は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初956円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に普通株式を発行又は処分する場合、株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「新株発行等による取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。新株発行等による取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）

に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑥ (i) 以下に定める特別配当の支払を実施する場合、次の算式（以下「特別配当による取得価額調整式」といい、新株発行等による取得価額調整式と併せて「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{普通株式1株当たりの時価} - \text{普通株式1株当たりの特別配当}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

「普通株式1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における交付株式数で除した金額をいう。普通株式1株当たりの特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 「特別配当」とは、各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における交付株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、払込金額（金956円）を当初の取得価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に35を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、A種種類株主と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。
- (iii) 特別配当による取得価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、新株発行等による取得価額調整式の場合には調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以

下「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)又は特別配当による取得価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及び新株予約権付社債の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式の発行日から5年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得すると引換えに、金銭対価償還日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価償還に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

(第2回新株予約権)

当社は、2022年11月11日開催の取締役会及び2023年1月20日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2023年1月23日付で、下表の通り、新株予約権をAAGS S3, L.P. に対して発行いたしました。

第2回新株予約権	
決議年月日	2022年11月11日開催の取締役会及び2023年1月20日開催の臨時株主総会
新株予約権の数	15,690個
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	本新株予約権1個の行使請求により当社が新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を、③（その他の新株予約権等の状況）において、当社普通株式の「交付」といいます。）する当社普通株式の数（以下、③（その他の新株予約権の状況）において「交付株式数」といいます。）は、95,600円（以下「出資金額」といいます。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とします（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。）。 なお、本新株予約権の目的である株式の総数は、当該最大整数に本新株予約権の総数を乗じて得られる数となります。但し、(注)1各号に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更されません。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 95,600円
新株予約権の行使期間	2023年8月1日から2028年1月27日 (注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本金組入れ額	(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。
組織再編行為に伴う新株予約権の行使に関する事項	当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり744円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

新株予約権の行使に際し出資の目的とする財産の内容及び価額	<p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記(2)に定める行使価額に交付株式数を乗じた額とします。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」といいます。）は、956円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」といいます。）なお、行使価額は（注）1に定めるところに従い調整されることがあります。</p>
------------------------------	---

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」といいます。）により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{1株当たりの発行又は処分価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \right)}{\text{時価}}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

(イ) 時価（下記(4)(ロ)に定義されます。以下同じとします。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含みます。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除きます。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とします。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用します。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式（但し、本新株予約権と同日付で発行されるA種種類株式を除きます。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みますが、本新株予約権と同日付で発行されるものは除きます。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除きます。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とします。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用します。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

(ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- (3) (イ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称します。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における交付株式数で除した金額をいいます。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

- (ロ) 「特別配当」とは、2028年1月27日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含まれます。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とします。)の額に当該基準日時点における交付株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、出資金額(金95,600円)を当初行使価額で除して得られる数値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てます。)に35を乗じた金額とします。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいいます。
- (ハ) 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用します。
- (4) その他
- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。
- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、上記(2)(ホ)の場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する30取引日(以下に定義します。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除きます。)とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含みます。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。
- (ハ) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に上記(2)又は下記(5)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とします。また、上記(2)(ロ)の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとします。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととします。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとします。
- (5) 上記(2)及び(3)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行います。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ニ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(1)乃至第(5)により行使価額の調整を行う場合は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知します。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行います。

2. 本新株予約権を行使することができる期間

行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとします。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとします。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいいます。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいいます。)

- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為（以下に定義します。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできません。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知します。
- 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。

(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)

当社は、2022年11月11日開催の取締役会及び2023年1月20日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2023年1月23日付で、下表の通り、無担保転換社債型新株予約権付社債をAAGS S3, L.P. に対して発行いたしました。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	2022年11月11日開催の取締役会及び2023年1月20日開催の臨時株主総会
新株予約権の数	49個
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	(イ) 種類 当社普通株式 (ロ) 数 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とします。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てます。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てます。 (ハ) 転換価額 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、956円とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
新株予約権の行使期間	(注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本金組入れ額	(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。

組織再編行為に伴う新株予約権の行使に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」といいます。）を交付させるものとします。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とします。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とします。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は（注）1と同様の調整に服します。

① 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定めます。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とします。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、（注）2に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、（注）2号に準ずる制限に服します。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本表「新株予約権行使の条件」に準じて決定します。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めません。

	<p>(チ)承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。</p> <p>(リ)組織再編行為が生じた場合 本号に準じて決定します。</p> <p>(ヌ)その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとします。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとします。</p>
<p>新株予約権の行使に際し出資の目的とする財産の内容及び価額</p>	<p>(イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとします。</p> <p>(ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とします。</p>

※ 当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。)により転換価額を調整します。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{発行又は処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{発行又は} \\
 \text{処分価額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時価}
 \end{array}
 }
 \end{array}$$

- (2) 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。

- (i) 時価(下記(5)(ii)に定義されます。以下同じとします。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含みます。)(但し、株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除きます。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とします。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用します。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式(但し、本新株予約権と同日付で発行されるA種種類株式を除きます。)又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みますが、本新株予約権付社債と同

日付で発行される新株予約権は除きます。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除きます。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とします。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用します。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用します。
- (v) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(4)に定める特別配当の支払を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称します。)をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額(金30,612,000円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

- (4) (i) 「特別配当」とは、2028年1月27日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含みます。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とします。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金30,612,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各本社債の金額(金30,612,000円)を当初の転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てます。)に35を乗じた金額とします。)(当社が当該事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいいます。
 - (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用します。
- (5) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。
 - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合には調整後の転換価額を適用する日(但し、上記(2)(v)の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除きます。)とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。
 - (iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に上記(2)又は下記(6)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とします。また、上記(2)(ii)の場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含めないものとします。
 - (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととします。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し

- 引いた額を使用するものとします。
- (6) 上記(2)及び(4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行います。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iv) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 上記(2)乃至(6)により転換価額の調整を行う場合は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知します。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行います。
2. 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権の新株予約権者は、2023年2月1日から2028年1月27日（下記(1)により、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日）までの間（以下「行使期間」といいます。）、いつでも、本新株予約権を行使することができます。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとします。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとします。
- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいいます。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいいます。）
 - (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
 - (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできません。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知します。
- (1) 繰上償還
- (イ) 当社に生じた事由による繰上償還
 - ①組織再編行為による繰上償還
- 組織再編行為（以下に定義します。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」といいます。）において、承継会社等（以下に定義します。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とします。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとします。
- 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義します。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とします。なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とします。
- (i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
- 当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示します。）
- (ii) (i)以外の場合
- 会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。以下同じとします。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示します。）とします。当該5連続取引日において（注）1(2)、(4)及び(6)に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、
- （注）1(1)乃至(6)に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとします。
- 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいいます。

当社は、上記(イ)①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできません。

②公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。）、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味します。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。

上記(イ)①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、上記(イ)①の手続が適用されます。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に上記(イ)②に基づく通知が行われた場合には、上記(イ)②の手続が適用されます。

③スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」といいます。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とします。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。

(ロ)社債権者の選択による繰上償還

①支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義します。）が生じた場合、当該事由が生じた日後に到来するいずれかの利払日を償還日として、その選択により、当社に対し、繰上償還しようとする利払日に先立つ30日以上60日以下の期間内にあらかじめ書面により通知し、その保有する本社債の全部又は一部を、上記(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとします。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいいます。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）が50%超となった場合

②財務制限条項抵触事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、財務制限条項抵触事由（以下に定義します。）が生じた場合、当該事由が生じた日後に到来するいずれかの利払日を償還日として、その選択により、当社に対して、繰上償還しようとする利払日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいいます。

当社の2023年3月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2023年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

③上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、当該事由が生じた若しくは当該指定がなされた日又は当該事由が生じる若しくは当該指定がなされる合理的な見込みがある日後に到来するいずれかの利払日を償還日として、その選択により、当社に対して、繰上償還しようとする利払日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年1月31日 (注)1	2,092,000	23,471,000	999,976	3,210,356	999,976	3,146,780

(注)1. A種種類株式をAAGS S3, L.P. に対して第三者割当て発行したものであります。

発行価額 1,999,952千円 資本組入額 999,976千円

2. 2022年11月11日付けで提出した有価証券届出書に記載しました「手取金の使途」について重要な変更が生じております。

① 変更の理由

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、東急不動産株式会社の子会社である株式会社東急スポーツオアシスのフィットネス運営、ホームフィットネス、スポーツ施設の管理運営受託及びデジタルヘルスデザインの各事業を会社分割により承継する新設会社の株式の一部(40.0%)を、2023年3月31日付で取得すること(以下、「本資本参加」といいます。)を決議いたしました。

本資本参加について、2023年1月31日に払込が完了した転換社債型新株予約権付社債に係る調達資金の一部を充当することを決定したため、資金使途を下記の内容に変更しております。

② 変更の内容

本有価証券届出書に記載の「7. 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」のうち、「転換社債型新株予約権付社債に係る差引手取概算額の資金使途」及び「第2回新株予約権に係る差引手取概算額の資金使途」の内容を入れ替え、変更しております。変更箇所には下線を付しております

(変更前)

① A種種類株式に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ア 国内における最適な店舗ミックスによる新規出店	1,991	2023年1月～2026年1月

② 転換社債型新株予約権付社債に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
イ ヘルスケア事業における元氣ジムの新規出店及び新たな介護予防施設等の開発	1,300	2023年1月～2026年1月
ウ DXツール導入等費用	191	2023年1月～2026年1月

③ 第2回新株予約権に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
エ M&A等を通じた事業の拡大	1,503	2023年1月～2026年1月

(変更後)

① A種種類株式に係る差引手取概算額の資金使途 (変更なし)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ア 国内における最適な店舗ミックスによる新規出店	1,991	2023年1月～2026年1月

② 転換社債型新株予約権付社債に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
イ M&A等を通じた事業の拡大	1,491	2023年1月～2026年1月

③ 第2回新株予約権に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ウ ヘルスケア事業における元氣ジムの新規出店 及び新たな介護予防施設等の開発	1,300	2023年1月～2026年1月
エ DXツール導入等費用	203	2023年1月～2026年1月

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2023年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	10	16	155	34	36	23,603	23,854	—
所有株式数 (単元)	—	23,818	2,428	59,801	2,927	103	124,630	213,707	8,300
所有株式数の割合 (%)	—	11.14	1.13	27.98	1.36	0.04	58.31	100.00	—

- (注) 1. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。
 2. 自己株式2,490,706株は、「個人その他」に24,907単元、「単元未満株式の状況」に6株含まれております。
 3. 所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

A種種類株式

2023年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	20,920	—	—	20,920	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)			発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
		普通株式	A種 種類株式	合計	
D I C 株式会社	東京都板橋区坂下 3 丁目 35-58	3,742	—	3,742	17.83
AAGS S3, L.P. (常任代理人 株式会社イントリム)	Walkers Corporate Limited, 190 Elgin avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands (東京都港区芝 2 丁目 10 番 6 号 EARTH SHIBA BLD. 3 階)	—	2,092	2,092	9.97
S O M P O ホールディング ス株式会社	東京都新宿区西新宿 1 丁目 26 番 1 号	1,603	—	1,603	7.64
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目 11 番 3 号	1,174	—	1,174	5.59
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲 2 丁目 2-1	1,000	—	1,000	4.76
ルネサンス従業員持株会	東京都墨田区両国 2 丁目 10-14 両国シティコア 3 階	466	—	466	2.22
齋藤 敏一	千葉県船橋市	350	—	350	1.66
三菱地所株式会社	東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号	307	—	307	1.46
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号	179	—	179	0.85
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH-PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	787 7TH AVENUE, NEW YORK, NEW YORK (東京都中央区日本橋 3 丁目 11- 1)	151	—	151	0.72
計	—	8,974	2,092	11,066	52.70

- (注) 1. 所有株式数千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式は、信託業務に係るものであります。
3. 上記のほか当社所有の自己株式2,490千株(10.61%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,490,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,880,000	188,800	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	A種種類株式 2,092,000	20,920	(注) 3
単元未満株式	普通株式 8,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	23,471,000	—	—
総株主の議決権	—	209,720	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式6株が含まれております。
3. 「A種種類株式」の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式 (注) 3」に記載の通りです。

② 【自己株式等】

普通株式

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ルネサンス	東京都墨田区両国 2丁目10-14	2,490,700	—	2,490,700	10.61
計	—	2,490,700	—	2,490,700	10.61

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己 株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,490,706	—	2,490,706	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けております。当社は、将来における安定的な企業成長と事業環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、原則として中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会とする旨を定款に定めております。

なお、当期につきましては、上記方針に基づき、普通株式1株当たり8.0円（うち中間配当4.0円）といたします。なお、A種種類株式については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式 (注) 3」に基づき、配当いたします。

また、内部留保資金につきましては、新規出店、既存クラブの改装及び設備更新投資等営業力の拡充並びに財務体質の強化のための原資として活用してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年11月11日 取締役会決議	普通株式	75,553	4.0
2023年5月25日 取締役会決議	普通株式	75,553	4.0
	A種種類株式	3,287	1.57

なお、上記、A種種類株式は、2023年1月31日を払込期日とする第三者割当の方法により発行したことによるものであります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業の持続的な発展と成長を目指して、企業価値を向上させていくという経営方針を実現するために、より健全かつ効率的な経営を可能にする仕組みづくりを進めていくことが当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、最も重要な経営課題と位置づけております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。

また、執行役員制度のもと、監督機能と執行機能の分離を進めていく体制を整え、より迅速で効率的な経営を目指しております。

(取締役会)

取締役会は、取締役9名で構成され、内4名は社外取締役であります。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、原則として、毎月開催される取締役会で審議決定します。

(取締役会議長：齋藤敏一代表取締役会長執行役員)

(執行会議)

執行役員14名で構成する執行会議を原則として毎月開催しております。業務執行にかかる重要な事項を審議決定し、迅速な業務執行を図っております。執行会議の審議内容及び決定事項については取締役会に報告されます。

(執行会議議長：岡本利治代表取締役社長執行役員)

取締役会及び執行会議の構成員は、「(2) 役員の状況」に記載のとおりです。

(指名・報酬委員会)

任意の委員会として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会において審議決定される役員人事、役員報酬に係る制度や報酬額等に関して、取締役会への上程案を事前に審議しております。

(指名・報酬委員会の体制：委員長：齋藤敏一代表取締役会長執行役員、委員：岡本利治代表取締役社長執行役員、阿部奈美社外取締役、虎山邦子社外取締役、松井拓己社外取締役、谷口健太郎社外取締役)

(監査役会)

監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、取締役の職務の執行を監査しております。4名の監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠し監査方針と監査計画に従い、取締役会、執行会議及び内部統制委員会等に出席する他、取締役等からの報告の聴取や重要な決裁書類の閲覧、業務状況の調査などを通じ取締役の職務執行の監査を実施しております。

(監査役会議長：田中俊和常勤監査役)

監査役会の構成員は、「(2) 役員の状況」に記載のとおりです。

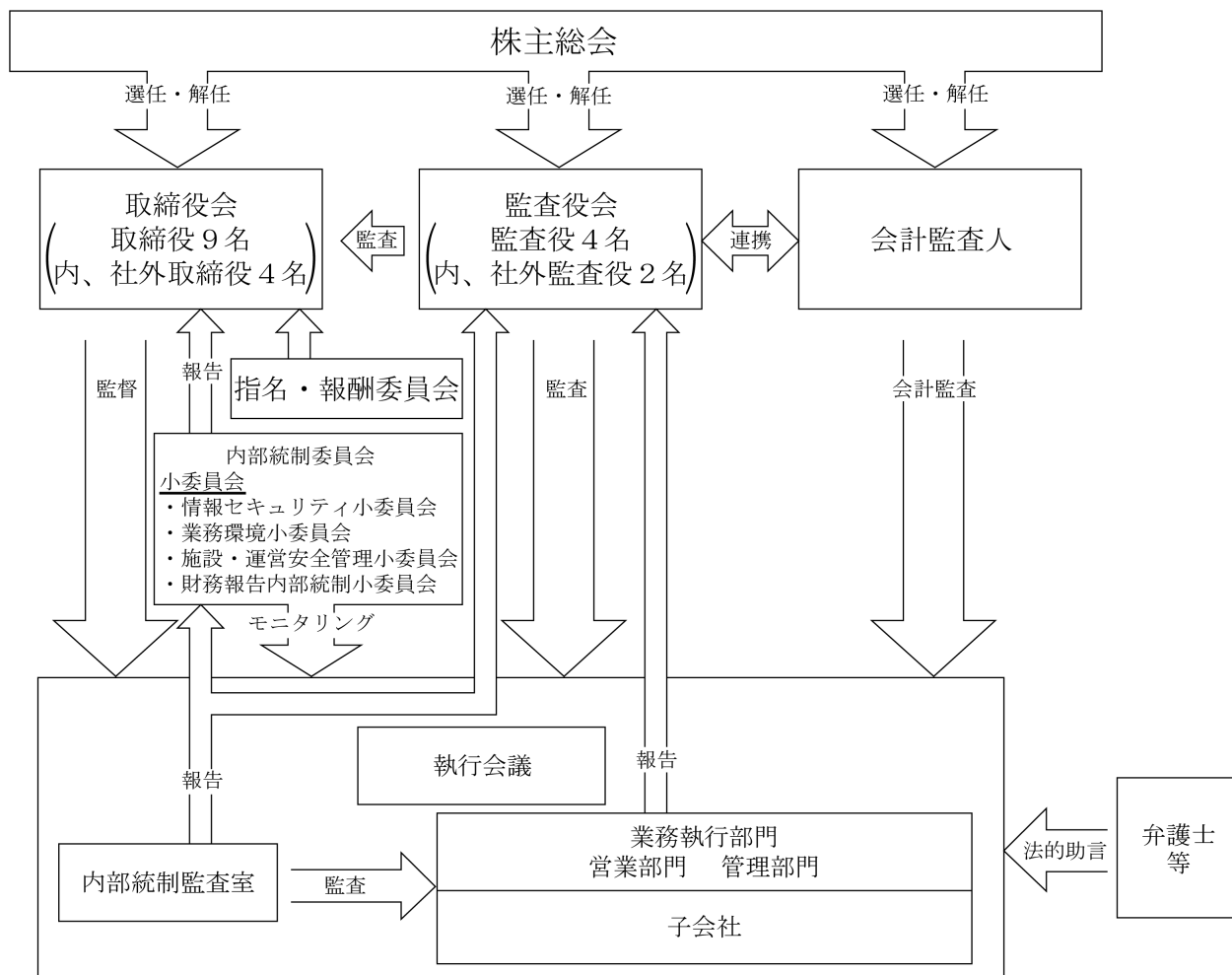
(内部統制委員会)

内部統制委員会は、当社グループの健全な内部統制環境を整備し、企業活動における様々なリスクの認識と予防活動を推進すること、内部統制活動の有効性の評価を行うこと及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備を目的として、設置しております。

なお、同委員会内には、全社的かつ日常的なリスクに対応するために、4つの小委員会（情報セキュリティ小委員会、業務環境小委員会、施設・運営安全管理小委員会、財務報告内部統制小委員会）を設置し、それぞれワーキングスタッフを任命し、活動を行っております。

(内部統制委員会の体制 委員長：岡本利治代表取締役社長執行役員、委員：取締役2名（望月美佐緒取締役副社長執行役員及び安澤嘉丞取締役専務執行役員）及び各小委員会の委員長、オブザーバー：社外監査役を除く監査役2名（田中俊和常勤監査役及び石田貴子常勤監査役）)

当社グループにおける企業統治の体制、内部統制及びリスク管理体制は次のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社グループの健全な内部統制環境を整備し、企業活動における様々なリスクの認識と予防活動を推進すること、内部統制活動の有効性の評価を行うこと及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況を目的として、代表取締役社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置しております。

なお、当社は、子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重しつつ、当社の社内規程に基づき、必要事項及び重要な意思決定については、子会社の取締役及び使用人から、当社に事前に報告させ、経営の執行状況について定期又は随時報告を受け、適切な指導、管理を行っております。監査役及び内部統制監査室は、子会社の監査も行っております。

また、当社グループは、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じてその都度、弁護士などの複数の専門家から経営判断やリスクマネジメント上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を採っております。

ロ. 取締役及び監査役の責任の減免

当社は、会社法第423条第1項の取締役及び監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合に、責任の原因となった事実の内容、職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって、会社法所定の限度額の範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役等の阿部奈美氏、虎山邦子氏、松井拓己氏、谷口健太郎氏、田中俊和氏、石田貴子氏、生田美弥子氏及び小山鉄也氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

ニ. 役員等賠償責任保険契約

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社を含む、過去、現在又は将来における取締役、監査役、執行役員及び従業員（職務の遂行に関して管理監督及び指揮命令を行う者に限ります。）であり、その保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含みます。）に関して、損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

ホ. 取締役会の定数及び選任決議要件

当社の取締役は15名以内とする旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を、定款に定めております。

ヘ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、必要に応じた機動的な剰余金の配当等の実施を可能とすることを目的とするものであります。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

④ 取締役会の開催状況

当事業年度において当社は取締役会を18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
齋藤 敏一	18回	18回
岡本 利治	18回	18回
望月 美佐緒	18回	18回
安澤 嘉丞	18回	18回
吉田 智宣	18回	18回
西 剛士	3回	3回
河本 宏子	18回	17回
阿部 奈美	18回	18回
虎山 邦子	15回	15回
松井 拓己	15回	15回
浅井 健	3回	3回

(注) 西剛士氏及び浅井健氏は、2022年6月23日開催の株主総会の終結をもって、取締役を退任しております。また、虎山邦子氏及び松井拓己氏は、2022年6月23日開催の株主総会において、取締役に就任しております。

取締役会においては、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について審議しております。具体的には、「アドバンテッジアドバイザーズ株式会社との事業提携並びに第三者割当によるA種種類株式、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行」及び「株式会社東急スポーツオアシスに対する資本参加」のほか、定時及び臨時株主総会の招集、新規事業への取組み、スポーツクラブの新規出店、四半期決算、重要な人事等について審議しました。

⑤ 指名・報酬委員会の開催状況

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を5回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
齋藤 敏一	5回	5回
岡本 利治	5回	5回
河本 宏子	5回	4回
阿部 奈美	5回	5回
虎山 邦子	4回	4回
松井 拓己	4回	4回
浅井 健	1回	1回

(注) 浅井健氏は、2022年6月23日開催の株主総会の終結をもって、指名・報酬委員会の委員を退任しております。また、虎山邦子氏及び松井拓己氏は、2022年6月23日開催の株主総会において取締役に就任し、委員に就任しております。

指名・報酬委員会においては、取締役の人事、役員個々の報酬、取締役の基本報酬の改定、役員の賞与の減額及び執行役員の選任基準について、審議しました。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性5名 (役員のうち女性の比率38.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 会長執行役員	齋藤 敏一	1944年6月18日生	1967年4月 大日本インキ化学工業(株)(現:DIC(株)) 入社 1986年6月 当社 取締役 1990年6月 当社 常務取締役営業本部長 1992年6月 当社 代表取締役社長 2004年6月 当社 代表取締役社長執行役員 2007年6月 公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会 代表理事・会長 2008年4月 当社 代表取締役会長執行役員 2011年4月 当社 代表取締役会長 2018年2月 キュービーネットホールディングス(株) 社外取締役 2020年8月 当社 代表取締役会長執行役員(現任) 2021年9月 キュービーネットホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年12月 スポーツ庁スポーツ審議会臨時委員(現任) 2023年3月 (株)東急スポーツオアシス 取締役(現任)	(注)3	3,500
代表取締役 社長執行役員 最高健康責任者 (CHO)	岡本 利治	1957年7月16日生	1980年4月 (株)福岡春日ローンテニスクラブ 入社 2008年6月 当社 取締役執行役員営業副本部長 兼営業管理部長 2011年4月 当社 取締役常務執行役員営業本部長 2015年4月 当社 取締役常務執行役員スポーツクラブ 事業担当 2016年4月 当社 取締役専務執行役員スポーツクラブ 事業担当 事業支援担当 2018年4月 当社 取締役専務執行役員営業本部長 2020年4月 当社 取締役副社長執行役員営業本部長 兼事業企画開発本部長 2020年5月 当社 取締役副社長執行役員営業本部長 2020年6月 当社 代表取締役社長執行役員 最高健康責任者(CHO) 営業本部長 2021年4月 当社 代表取締役社長執行役員 最高健康責任者(CHO)(現任) 2022年6月 一般社団法人日本フィットネス産業協会 理事(現任)	(注)3	64
取締役 副社長執行役員 ヘルスケア事業本部長 シナプソロジー研究所長	望月 美佐緒	1962年3月15日生	1987年12月 当社 入社 2015年10月 当社 執行役員新規事業推進部長 2017年4月 当社 常務執行役員ヘルスケア事業担当補佐 新業態・新規事業担当補佐 兼新規事業推進部長 2018年4月 当社 常務執行役員健康ソリューション本部 副本部長兼健康スポーツ教育研究所長 2019年4月 当社 常務執行役員健康ソリューション本部 副本部長兼商品研究開発部長 兼シナプソロジー研究所長 2020年4月 当社 常務執行役員健康ソリューション本部 副本部長兼ヘルスケア研究開発部長 兼シナプソロジー研究所長 2020年6月 当社 取締役常務執行役員 営業本部副本部長 兼ヘルスケア担当兼ヘルスケア研究開発部長 兼シナプソロジー研究所長 2021年4月 当社 取締役常務執行役員 ヘルスケア事業本部長 兼シナプソロジー研究所長 2023年4月 当社 取締役副社長執行役員 ヘルスケア事業本部長 兼シナプソロジー研究所長(現任) 2023年4月 東海大学健康学部 客員教授(現任)	(注)3	204

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役 専務執行役員 最高財務責任者 管理本部長	安澤 嘉丞	1964年2月5日生	1988年4月 2008年4月 2010年4月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2016年6月 2017年4月 2018年4月 2019年6月 2020年6月 2020年7月 2020年9月 2023年4月	当社 入社 当社 執行役員経営企画部長 当社 執行役員ヘルスケア事業本部副本部長 当社 執行役員経営企画部長 当社 執行役員全社戦略担当補佐兼経営戦略部長 当社 常務執行役員業務効率化担当財務担当補佐全社戦略担当補佐 当社 常務執行役員最高財務責任者財務担当業務効率化担当全社戦略担当補佐 当社 常務執行役員最高財務責任者財務担当業務効率化担当 当社 常務執行役員最高財務責任者経理財務本部長 当社 取締役常務執行役員最高財務責任者経営管理本部長 当社 取締役常務執行役員最高財務責任者企画本部長兼経営管理本部長 ㈱コミュニティネット取締役（現任） 当社 取締役常務執行役員最高財務責任者経営管理本部長 当社取締役専務執行役員最高財務責任者管理本部長（現任）	(注)3	119
取締役	吉田 智宣	1968年1月7日生	1990年4月 2010年4月 2015年4月 2016年11月 2017年4月 2018年4月 2019年6月 2020年4月 2020年6月 2020年10月 2021年4月 2021年6月 2023年3月 2023年4月	当社 入社 当社 執行役員営業企画部長 当社 執行役員人事戦略部長 当社 執行役員全社戦略担当補佐兼人事戦略部長 当社 常務執行役員全社戦略担当補佐兼人事戦略部長 当社 常務執行役員コーポレート本部長 当社 取締役常務執行役員コーポレート本部長兼パブリックリレーション部長 当社 取締役常務執行役員営業本部副本部長兼営業統括担当兼営業統括部長 当社 常務執行役員営業本部副本部長兼スポーツクラブ担当 兼コミュニケーションデザイン部長 当社 常務執行役員営業本部副本部長兼スポーツクラブ担当 当社 常務執行役員スポーツクラブ事業本部長 当社 取締役常務執行役員スポーツクラブ事業本部長 ㈱東急スポーツオアシス代表取締役副社長（現任） 当社取締役（現任）	(注)3	147

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	阿部 奈美	1964年1月21日生	1990年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 2012年4月 同社 東京編集局 編集委員兼論説委員 2013年4月 同社 東京編集局 編集委員兼論説委員 兼女性面編集長 2014年4月 同社 東京編集局 編集委員 2016年4月 同社 東京編集局 キャスター長 2018年4月 同社 東京編集局経済解説部 シニア・エディター 2019年4月 同社 東京編集局経済解説部 次長 昭和女子大学グローバルビジネス学部 客員教授 2020年4月 東京経営短期大学経営総合学科 客員教授 (現任) 2021年6月 当社 社外取締役 (現任) 2023年4月 中央大学政策文化総合研究所 客員研究員 (現任)	(注)3	8
取締役	虎山 邦子	1970年4月11日生	1993年4月 三菱電機㈱ 入社 2000年9月 スクワイヤ・サンダース・アンド・デンブシー 外国法事務所 (現:スクワイヤ 外国法共同事業法律事務所) 入所 2000年11月 アメリカ合衆国カリフォルニア州弁護士登録 2004年1月 ノバルティスファーマ㈱入社 2004年11月 ミルバンク・ツィード・ハドリ&マックロイ 外国法事務所アソシエイト 2005年11月 スクワイヤ・サンダース外国法共同事業法律 事務所 (現:スクワイヤ外国法共同事業法律 事務所) アソシエイト 2008年6月 当社 社外監査役 2010年2月 DIC㈱ 入社 2022年1月 同社 執行役員ESG部門長ダイバーシティ担当 (現任) 2022年6月 当社 社外取締役 (現任)	(注)3	—
取締役	松井 拓己	1981年10月3日生	2006年4月 ㈱ブリヂストン 入社 2011年10月 ワクコンサルティング㈱ 入社 2013年4月 同社 執行役員 2014年4月 同社 取締役副社長執行役員 2016年5月 松井サービスコンサルティング代表 (現任) 2018年11月 ㈱エデュテイメントプラネット 社外取締役 (現任) 2020年4月 サービス学会 代議員 2022年6月 サービス学会 理事 (現任) 2022年6月 当社 社外取締役 (現任)	(注)3	—
取締役	谷口 健太郎	1961年4月4日生	1987年4月 日商岩井㈱ 入社 2000年2月 ソフトバンク・イーコマース㈱ (現ソフトバ ンク㈱) 新規事業統括部長 2001年3月 シーエムネット㈱ 代表取締役副社長 2003年2月 ディーコーブ㈱ 執行役員ソーシング事業部副事業部長 2003年9月 同社 取締役 2006年1月 同社 取締役兼最高業務執行責任者 2006年4月 ディーコーブ・ファイナンス㈱ 取締役社長 2006年10月 ディーコーブ㈱ 代表取締役社長 2020年6月 同社 代表取締役会長 2020年6月 ㈱タカラレーベン 社外取締役 2021年4月 ディーコーブ㈱取締役会長 2022年6月 ㈱レーベンクリーンエナジー 代表取締役社長 (現任) 2022年10月 MIRARTHホールディングス㈱ 執行役員 (現任) 2023年6月 当社 社外取締役 (現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役	田中俊和	1957年1月7日生	1980年4月 2011年6月 2012年4月 2015年4月 2016年6月	大日本インキ化学工業(株)(現:DIC株) 入社 当社 取締役執行役員最高財務責任者 財務本部長 当社 取締役常務執行役員最高財務責任者 財務本部長 当社 取締役常務執行役員最高財務責任者 財務担当 当社 常勤監査役 (現任)	(注)4	57
常勤監査役	石田貴子	1967年5月23日生	1991年4月 2000年4月 2015年4月 2018年4月 2018年5月 2018年7月 2023年4月 2023年6月	当社 入社 当社 スポーツクラブルネサンス両国支配人 当社 海外営業部次長 当社 総務部次長 RENAISSANCE VIETNAM INC. 監査役 当社 総務部長 当社 管理本部付部長 当社 常勤監査役 (現任)	(注)5	100
監査役	生田美弥子	1966年8月4日生	1994年11月 1994年11月 2001年1月 2001年1月 2010年12月 2012年5月 2014年10月 2015年1月 2016年6月 2019年6月 2022年6月	フランス、パリ弁護士会弁護士登録 Ngo, Miguères & Associés 法律事務所 フランスパリオフィス、ベトナムハノイオフィス勤務 米国ニューヨーク州弁護士登録 Hughes Hubbard & Reed LLP 米国ニューヨークオフィス勤務 第二東京弁護士会弁護士登録 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所入所 独立行政法人環境再生保全機構非常勤監事 (現任) 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー (現任) 当社 監査役 (現任) ビー・シー・エー(株) 監査役 (現任) (株)カオナビ 社外取締役監査等委員 (現任)	(注)4	—
監査役	小山鉄也	1957年8月8日生	1982年10月 1986年10月 1990年10月 1990年10月 2003年8月 2023年6月	アーサーヤング公認会計士共同事務所 (現:EY新日本有限責任監査法人) 入所 公認会計士登録 税理士登録 小山公認会計士・税理士事務所所長 (現任) タクトホーム(株)社外監査役 当社 監査役 (現任)	(注)5	—
計						4,201

- (注) 1. 取締役阿部奈美氏、虎山邦子氏、松井拓己氏及び谷口健太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役生田美弥子氏及び小山鉄也氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 常勤監査役田中俊和氏及び監査役生田美弥子氏の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 常勤監査役石田貴子氏及び監査役小山鉄也氏の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を1名選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
渡邊 清	1949年12月21日生	2002年6月 2004年6月 2008年4月 2008年6月 2017年6月	当社 取締役経理財務本部長 当社 取締役執行役員経理財務本部長 当社 取締役顧問 当社 顧問 ボーダレスコンサルティング㈱代表取締役 (現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役が監査役に就任する場合の任期は、監査役として就任した時から、前任監査役の残任期間満了時までであります。

7. 当社は、2004年6月28日より執行役員制度を導入しており、その数は14名であります。上記役員以外の執行役員は、下記の10名です。

武藤 亮夫 常務執行役員マーケティング推進本部長兼 マーケティングデザイン部長
兼 DX推進プロジェクトメンバー
落合 浩二 執行役員スポーツクラブ事業本部長
渋谷 弘衛 執行役員スポーツクラブ事業本部副本部長兼 第2営業部長
大森 健司 執行役員マーケティング推進本部副本部長兼 ビジネスリレーション部長
兼 RENAISSANCE VIETNAM INC. 顧問
平野 晃浩 執行役員マーケティング推進本部副本部長兼 コミュニケーションデザイン部長
兼 DX推進プロジェクトリーダー
鈴木有加里 執行役員アクティブエイジング部長
葛西 道子 執行役員経営企画部長
熊坂 克哉 執行役員地域健康推進部長
日野 俊介 執行役員人事部長
樋口 毅 執行役員健康経営企画部長

② 社外役員の状況

当社は、経営の一層の透明性の向上と監督機能の強化を図るため、社外取締役を4名、社外監査役を2名選任しております。当社は「社外役員の独立性要件」を定めており、その要件を踏まえ、当社の経営上の課題を解決するために最適となる社外取締役及び社外監査役の人選を行っております。

上記社外役員6名は、過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、さらに当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の阿部奈美氏は、株式会社日本経済新聞社における要職を歴任しており、報道機関における豊富な経験と経営に関する専門的な見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上に活かしていただいております。社外取締役の虎山邦子氏は、企業法務やサステナビリティに関する豊富な知見を、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上に活かしていただいております。社外取締役の松井拓己氏は、サービスに関するコンサルティング事業の代表者としての豊富な経験と知見を、当社のサービス品質の向上、コーポレートガバナンスの強化及び企業価値向上に活かしていただいております。また、社外取締役の谷口健太郎氏は、企業経営に関する豊富な経験と知見を、当社のコーポレートガバナンスの強化及び企業価値の向上に活かしていただきます。

社外監査役の生田美弥子氏は、日本のみならず米国及び仏国における弁護士資格を有しており、東南アジアを中心とした豊富な国際経験及び知識等を当社の経営監視体制の一層の充実のために活かし、客観的な立場で、当社の監査業務に貢献していただいております。また、社外監査役の小山鉄也氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての、企業会計における豊富な経験と財務・会計に関する及び専門的な知識等を当社の経営監視体制の一層の充実のために活かしていただきます。

当社は以下の通り、「社外役員の独立性要件」を定めております。なお、阿部奈美氏、松井拓己氏、谷口健太郎氏、生田美弥子氏及び小山鉄也氏は、独立社外役員です。

1. 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役・監査役（社外監査役を除く）・顧問・執行役員または使用人でなく、かつ、就任の前10年間に於いても当社グループの業務執行取締役・監査役（社外監査役を除く）・顧問・執行役員または使用人であったことがないこと
2. 当社グループの主要株主の取締役・監査役・顧問・執行役員または使用人ではないこと（主要株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう）
3. 当社グループの主要な取引先企業の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと（主要な取引先とは、過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたは取引先（その親会社および重要な子会社を含む）の連結売上高の2%以上を占めている企業、又は、過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループの借入金残高の30%以上を占めている金融機関をいう）
4. 当社グループから多額の寄付を受けている法人・団体の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと（多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で1,000万円または寄付先の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超えることをいう）
5. 当社グループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣していないこと
6. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと
7. 当社グループから、多額の金銭、その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと（多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%を超えることをいう）
8. 以下に該当する者の配偶者、2親等以内の親族または生計を一にする者ではないこと
 - (1) 当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人
 - (2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者（重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう）
 - (3) 上記2～7で就任を制限している対象者
9. その他、社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会に出席し、監査概要報告や監査方針、監査計画、及び内部統制委員会の活動報告を受けることにより、当社グループの現状と課題を把握し、適確な意見を述べております。

社外監査役は「(3) 監査の状況」に記載のとおり、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行について監査を実施しております。また、定例の監査役会等を通じ、会計監査人とは相互連携を図り、内部統制監査室とは情報の共有を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

「(2) 役員の状況」に記載の社外監査役2名を含む4名の監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠し監査方針と監査計画に従い、取締役会に出席する他、取締役等からの報告の聴取や重要な決裁書類の閲覧、業務状況の調査などを通じ取締役の職務執行の監査を実施しております。

また、2名の常勤監査役は、上記の活動に加えて、執行会議及び内部統制委員会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等から業務の執行状況及び内部統制システムの運用状況の報告を受け、また、本社主要部署及び複数のスポーツクラブ・施設の監査（往査）を実施し、その経営状態、内部統制状況及び各部署の業務遂行状況や各スポーツクラブ・施設の運営状況等を確認しております。

監査役会は、監査方針と監査計画を策定する他、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がないことを確認し、会計監査人から職務遂行状況の報告を受け、監査報告書の作成を行っております。

なお、当事業年度において、当社は、16回の監査役会を開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
西村 正則	16回	16回
田中 俊和	16回	16回
鉢村 健	16回	16回
生田 美弥子	16回	15回

監査役会においては、以下の重点監査項目を定め、年間を通じ各監査役による監査結果を審議・検討しております。

<重点監査項目及び具体的な検討内容>

重点監査項目	具体的な審議・検討内容
取締役の職務執行状況の監査	代表取締役、その他業務執行取締役等と定期的に意見交換し職務遂行状況及び内部統制の状況等を確認しております。
取締役会等の意思決定の監査	取締役会、執行会議、内部統制委員会等の重要な会議において付議された議案の内容、取締役の提案及び、審議の状況等について確認、検討しております。
内部統制システムに関わる監査	取締役会にて決議された、「内部統制システム構築の基本方針」で定められた体制において、重要な会議等での審議状況及び、営業拠点や本社部門への監査を通じて、内部統制システムの運営状況等が適正に行われていることについて確認、検討しております。
企業情報開示体制の監査	開示情報を閲覧し情報開示体制が適時・適切に運用されていることを確認しております。
事業報告等及び計算関係書類の監査	会社法の規定及び企業会計基準等に準拠し、記載内容が適正に記載されていることを確認しております。
会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確認するための体制の監査	三様監査及び四半期レビュー等を通じて情報共有し、独立性や遵法性を確保するための業務管理体制及び品質管理体制等について聴取、確認しております。

内部統制監査室とは、同行監査の実施及び毎月の定例会議で情報を共有し、会計監査人とは四半期毎に加え、必要に応じて会合を持ち相互連携を図っております。また、本社各部門から随時または定期に報告を受け、監査体制の充実を図っております。

常勤監査役の田中俊和氏は、当社において最高財務責任者を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役の小山鉄也氏は、公認会計士及び税理士としてなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

代表取締役社長執行役員直轄の内部統制監査室は、内部監査規程及び年間計画に従い、内部監査を実施しております。内部統制監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長執行役員に報告するとともに、内部監査の実効性を確保するため、定期的に開催される内部統制委員会及び監査報告会にて、関係役員及び監査役へ報告すると共に、グループ会社を含む被監査部門に対して改善事項の指摘及び改善指導を行っております。なお、内部統制監査室は、年度ごとの監査結果と次年度の内部監査計画を執行会議に報告しております。また、取締役会においては、内部統制委員会開催の都度、委員会の審議状況が報告されています。

なお、内部統制監査室は、2名で構成されております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

22年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 大中 康宏氏

指定有限責任社員 業務執行社員 大竹 貴也氏

なお、両氏の継続関与年数は7年以下であります。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士試験合格者等4名、その他9名の計22名であります。なお会計監査人である有限責任監査法人トーマツ及び指定有限責任社員と当社の間には、公認会計士法に規定する利害関係はありません。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質管理及び当社の事業活動を一元的に監査する体制、並びに監査報酬の水準等を踏まえて、監査法人を選定しております。

なお、会計監査人が会社法第340条第1号各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によりこれを解任します。また、上記事由に該当する場合及び会計監査人の適格性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会の決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提案します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会制定の「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めております。

これらの結果を踏まえ、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	36,000	—	42,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	36,000	—	42,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	—	360	—	360
連結子会社	—	—	—	—
計	—	360	—	360

(注) 当社における非監査業務の内容は、税務コンサルティング業務です。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬は、監査法人から提出を受けた監査計画の内容の検討を行い、監査役会の同意及び取締役会の決議上、監査報酬額を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、過年度の監査実績、報酬の推移、職務行状等を確認するとともに、監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を十分に検討した結果、監査の品質を確保できる水準であると判断したことから、報酬等に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬の基本方針は以下の通りです。

- ・企業理念の実現、企業価値の継続的な向上、中長期的な成長等に資する報酬とする。
- ・市場性を踏まえたふさわしい報酬水準、適切なインセンティブになりうる報酬とする。
- ・透明性、客観性の高い決定プロセスを指向し、任意の指名・報酬委員会を設ける。

なお、個々の監査役の報酬は、それぞれの職責に応じた報酬額を監査役の協議により決定しています。

2. 報酬の構成について

取締役の報酬の構成は、「基本報酬」、短期インセンティブである「賞与」、中長期インセンティブである「株式報酬」とする。

- ・「基本報酬」は、個人別の職責の大きさに応じて決定する。
- ・「賞与」は市場性を参考にするとともに、成長性の指標である売上高、収益性の指標である経常利益の増減に連動させ、個人別の職責の大きさ等も加味して決定する。
- ・「株式報酬」は個人別の職責の大きさに応じて決定する。
- ・「基本報酬」とインセンティブである「賞与」及び「株式報酬」との割合は、企業規模等共通性のある企業群を参考に、それぞれが適切に機能するよう決定する。
- ・社外取締役については「基本報酬」のみ支給する。

3. 決定手続き等

- ・取締役個人別の報酬額については、取締役会にて決定する。但し、取締役会の決議に基づき、その決定を指名・報酬委員会に一任することができるものとし、この場合において、指名・報酬委員会は、株主総会で決議された報酬総額を限度とし、それぞれの職責、職務遂行実績、会社の業績等を考慮したうえで決定しています。
- ・「基本報酬」の支給時期は、社員の月例給与の支給時期と同じとする。
- ・「賞与」の支給時期は、年度業績が確定した後に年1回、社員への支給時期に合わせる。
- ・「株式報酬」の支給時期及び条件は、支給の都度、取締役会にて決定する。

指名・報酬委員会は5回開催し、取締役の人事、取締役の基本報酬の改定、賞与の減額及び執行役員の選任基準案について、審議しました。また、当連結会計年度における取締役会においては、役員報酬の支給額に関して1件の決議を行っております。

なお、当社は、取締役の報酬限度額を2006年6月23日開催の第24回定時株主総会において、年額3億50百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役は9名（うち社外取締役は1名）となります。

また、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は、上記とは別枠で、2019年6月26日開催の第37回定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役（社外取締役を除く）は6名となります。

監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第35回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る監査役は4名（うち社外監査役は2名）となります。

当事業年度の取締役の個人別の基本報酬及び賞与の額の決定については、決定の透明性を確保するため、取締役会の決議に基づき、社外取締役が半数を占める指名・報酬委員会に委任しております。指名・報酬委員会は、取締役の報酬決定の方針に基づき、個人別の報酬額について決定しております。取締役会は、その決定内容について、決定方針との整合性を含めた多面的な検討がなされていることから、決定方針に沿う内容として相当であると判断しております。なお、指名・報酬委員会の体制は、委員長を代表取締役会長執行役員の齋藤敏一氏が務め、委員として代表取締役社長執行役員の岡本利治氏、社外取締役の阿部奈美氏、虎山邦子氏、松井拓己氏及び谷口健太郎氏が参画しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬		
			基本報酬	賞与 譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	128,166	114,240	13,926	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	39,000	39,000	—	—	2
社外役員	29,700	29,700	—	—	7

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

⑤ 業績連動報酬に係る指標について

業績連動報酬に係る指標については、当社の持続的成長に資する指標を選択しております。

役員報酬のうち、「賞与」については、成長性の指標である売上高、収益性の指標である経常利益の増減に連動させております。当連結会計年度における目標と実績は以下のとおりです。

指標	目標 (百万円)	実績 (百万円)
売上高	41,000	40,760
経常利益	700	311

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、単なる安定株主としての他社株式の保有は、コーポレートガバナンスの観点から行いません。

他社株式の保有については、業務提携や同業他社の情報収集を目的として、業務の円滑な推進等のビジネス上のメリットがある場合に、純投資目的以外の投資株式として、その目的に必要な最低限の株式を保有します。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有した株式については、必要に応じて、保有目的及びビジネス上のメリットを踏まえ、個別銘柄の保有の適否を取締役会にて検証しており、保有の必要性が薄れてきた場合に売却を検討します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	4	18,954
非上場株式以外の株式	3	9,685

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
コナミグループ(株)	1,185	1,185	同業他社の情報収集を目的として保有しております。情報収集を目的にしているため、定量的な保有効果の計測はしていません。株主総会関連資料により、情報収集を行っております。	無
	7,192	9,183		
セントラルスポーツ(株)	1,000	1,000	同業他社の情報収集を目的として保有しております。情報収集を目的にしているため、定量的な保有効果の計測はしていません。株主総会関連資料により、情報収集を行っております。	無
	2,462	2,342		
(株)トゥエンティーフォーセブン	100	100	同業他社の情報収集を目的として保有しております。情報収集を目的にしているため、定量的な保有効果の計測はしていません。株主総会関連資料により、情報収集を行っております。	無
	31	78		

(注)コナミグループ(株)、セントラルスポーツ(株)及び(株)トゥエンティーフォーセブンは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、当社所有の上場株式3銘柄についても合わせて記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適宜、会計基準に関する情報の収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,841,060	5,520,381
売掛金	1,051,987	1,245,183
リース投資資産	23,361	23,957
商品	243,628	234,274
貯蔵品	74,469	75,319
その他	1,448,239	1,691,792
貸倒引当金	△8,295	△6,881
流動資産合計	7,674,451	8,784,027
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	19,794,087	20,049,221
減価償却累計額	△13,891,533	△14,463,005
建物及び構築物（純額）	5,902,554	5,586,215
機械装置及び運搬具	2,513,821	2,541,868
減価償却累計額	△2,124,767	△2,176,353
機械装置及び運搬具（純額）	389,054	365,514
工具、器具及び備品	4,583,327	4,614,544
減価償却累計額	△3,871,557	△4,020,218
工具、器具及び備品（純額）	711,769	594,326
土地	1,124,938	1,124,938
リース資産	13,253,267	15,954,239
減価償却累計額	△4,177,933	△4,984,686
リース資産（純額）	9,075,334	10,969,552
建設仮勘定	107,142	905,929
有形固定資産合計	17,310,793	19,546,478
無形固定資産		
のれん	184,827	76,610
その他	450,709	384,465
無形固定資産合計	635,537	461,076
投資その他の資産		
投資有価証券	30,558	※1 1,645,137
長期貸付金	433,836	477,105
敷金及び保証金	8,458,356	8,814,555
繰延税金資産	2,517,313	1,766,323
その他	1,128,196	751,008
投資その他の資産合計	12,568,260	13,454,129
固定資産合計	30,514,590	33,461,683
繰延資産		
株式交付費	—	21,318
社債発行費	—	5,700
繰延資産合計	—	27,018
資産合計	38,189,042	42,272,729

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	60,482	54,479
短期借入金	1,850,000	3,000,000
1年内返済予定の長期借入金	2,103,084	2,203,084
リース債務	592,548	695,898
未払金	1,367,402	1,622,097
未払法人税等	332,476	197,429
前受金	324,660	354,084
賞与引当金	493,778	684,062
役員賞与引当金	10,637	13,926
資産除去債務	25,846	13,453
その他	2,523,269	1,503,415
流動負債合計	9,684,185	10,341,931
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	—	1,499,988
長期借入金	4,874,805	3,751,721
リース債務	9,456,574	11,400,747
退職給付に係る負債	825,151	851,520
資産除去債務	1,308,481	1,357,079
その他	1,717,908	2,078,499
固定負債合計	18,182,920	20,939,556
負債合計	27,867,105	31,281,487
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,210,380	3,210,356
資本剰余金	4,813,515	5,813,491
利益剰余金	5,936,804	4,644,051
自己株式	△2,514,753	△2,514,753
株主資本合計	10,445,945	11,153,145
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,176	4,846
為替換算調整勘定	△95,557	△145,643
退職給付に係る調整累計額	△37,934	△32,779
その他の包括利益累計額合計	△127,316	△173,576
新株予約権	—	11,673
非支配株主持分	3,306	—
純資産合計	10,321,936	10,991,242
負債純資産合計	38,189,042	42,272,729

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
売上高	※1 37,120,078	※1 40,760,685
売上原価	34,107,551	37,781,939
売上総利益	3,012,527	2,978,746
販売費及び一般管理費	※2 2,099,541	※2 2,298,356
営業利益	912,985	680,390
営業外収益		
受取利息	9,656	9,033
受取配当金	120	226
為替差益	84,429	55,123
転リース差益	10,316	10,316
受取手数料	3,195	2,112
その他	53,607	49,773
営業外収益合計	161,325	126,585
営業外費用		
支払利息	372,512	467,336
その他	68,852	28,308
営業外費用合計	441,365	495,644
経常利益	632,946	311,331
特別利益		
固定資産売却益	※3 326	※3 360
雇用調整助成金	146,175	—
助成金収入	437,942	—
特別利益合計	584,444	360
特別損失		
固定資産除却損	※4 17,925	※4 14,260
減損損失	※5 315,469	※5 599,111
店舗閉鎖損失	4,619	3,000
店舗休止損失	※6 391,626	—
その他	5,283	932
特別損失合計	734,922	617,305
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失 (△)	482,467	△305,613
法人税、住民税及び事業税	154,083	90,034
法人税等調整額	△188,491	749,303
法人税等合計	△34,407	839,338
当期純利益又は当期純損失 (△)	516,875	△1,144,952
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	3,306	△3,306
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	513,568	△1,141,646

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	516,875	△1,144,952
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	817	△1,329
為替換算調整勘定	△82,556	△50,086
退職給付に係る調整額	7,644	5,155
その他の包括利益合計	※ △74,093	※ △46,260
包括利益	442,781	△1,191,213
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	439,475	△1,187,906
非支配株主に係る包括利益	3,306	△3,306

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,210,380	4,813,515	5,498,788	△2,514,753	10,007,930
当期変動額					
剰余金の配当			△75,553		△75,553
親会社株主に帰属する当期純利益			513,568		513,568
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	438,015	—	438,015
当期末残高	2,210,380	4,813,515	5,936,804	△2,514,753	10,445,945

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,358	△13,001	△45,579	△53,222	—	9,954,707
当期変動額						
剰余金の配当						△75,553
親会社株主に帰属する当期純利益						513,568
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	817	△82,556	7,644	△74,093	3,306	△70,787
当期変動額合計	817	△82,556	7,644	△74,093	3,306	367,228
当期末残高	6,176	△95,557	△37,934	△127,316	3,306	10,321,936

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,210,380	4,813,515	5,936,804	△2,514,753	10,445,945
当期変動額					
新株の発行	999,976	999,976			1,999,952
剰余金の配当			△151,106		△151,106
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,141,646		△1,141,646
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	999,976	999,976	△1,292,752	—	707,199
当期末残高	3,210,356	5,813,491	4,644,051	△2,514,753	11,153,145

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,176	△95,557	△37,934	△127,316	—	3,306	10,321,936
当期変動額							
新株の発行							1,999,952
剰余金の配当							△151,106
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△1,141,646
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,329	△50,086	5,155	△46,260	11,673	△3,306	△37,893
当期変動額合計	△1,329	△50,086	5,155	△46,260	11,673	△3,306	669,305
当期末残高	4,846	△145,643	△32,779	△173,576	11,673	—	10,991,242

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	482,467	△305,613
減価償却費	2,193,021	2,233,037
減損損失	315,469	599,111
店舗閉鎖損失	4,619	3,000
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	22,672	33,799
長期未払金の増減額(△は減少)	△83,583	644,840
賞与引当金の増減額(△は減少)	258,471	193,572
固定資産売却損益(△は益)	△326	△360
固定資産除却損	17,925	14,260
受取利息及び受取配当金	△9,776	△9,260
雇用調整助成金	△146,175	—
助成金収入	△437,942	—
支払利息	372,512	467,336
売上債権の増減額(△は増加)	△156,415	△193,195
棚卸資産の増減額(△は増加)	22,880	8,016
前払費用の増減額(△は増加)	40,374	△55,210
仕入債務の増減額(△は減少)	24,947	△6,002
未払金の増減額(△は減少)	△386,640	255,823
未払費用の増減額(△は減少)	37,735	57,036
前受金の増減額(△は減少)	△21,926	29,424
未収消費税等の増減額(△は増加)	—	△337,793
未払消費税等の増減額(△は減少)	1,116,129	△1,118,243
その他	89,606	△157,455
小計	3,756,045	2,356,122
利息及び配当金の受取額	233	329
利息の支払額	△381,527	△467,158
雇用調整助成金の受取額	146,175	—
助成金の受取額	437,942	—
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△139,631	△274,354
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,819,236	1,614,938

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	—	△1,616,497
有形固定資産の取得による支出	△1,404,632	△2,583,976
有形固定資産の売却による収入	1,473	360
無形固定資産の取得による支出	△77,006	△117,852
敷金及び保証金の差入による支出	△179,980	△256,217
敷金及び保証金の回収による収入	180,878	314,688
長期貸付金の回収による収入	96,797	71,875
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△27,869	—
その他	△11,259	△51,069
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,421,598	△4,238,687
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△4,105,000	1,150,000
長期借入れによる収入	2,005,000	1,200,000
長期借入金の返済による支出	△2,122,318	△2,223,084
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	—	1,494,288
株式の発行による収入	—	1,978,633
リース債務の返済による支出	△592,381	△653,448
新株予約権の発行による収入	—	11,673
配当金の支払額	△77,522	△152,235
セール・アンド・リースバックによる収入	348,607	551,489
その他	△11,391	△6,682
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,555,006	3,350,634
現金及び現金同等物に係る換算差額	△82,556	△50,086
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,239,924	676,799
現金及び現金同等物の期首残高	7,095,721	4,855,796
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,855,796	※1 5,532,596

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりです。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社BEACH TOWN

RENAISSANCE VIETNAM INC. (ベトナム国)

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 株式会社東急スポーツオアシス

(注) 2023年3月31日付けにて株式会社東急スポーツオアシスの株式の一部を取得したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

原則として売価還元法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法)

貯蔵品

個別原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、及び在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物が2～47年、構築物が2～42年であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、8～20年の定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 株式交付費

株式交付の時から3年間にわたり均等償却しております。

② 社債発行費

社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を損益処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

① スポーツ施設利用サービスによる収益

スポーツ施設利用サービスについては、主にスポーツクラブ施設の利用に伴う月額会費収入（以下「会費収入」）からなります。会費収入は、顧客に対して契約に基づく施設利用サービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で定額料金及びオプションサービス料に基づき収益を認識しております。

② 業務受託契約による収益

業務受託契約による収益については、主に顧客が所有する施設を契約期間にわたり、管理・運営する業務を受託しております。そのため、管理・運営業務を提供することによって履行義務が充足されると判断し、業務提供時点で契約受託料に基づき収益を認識しております。

③ 介護リハビリサービスによる収益

介護リハビリサービスについては、主にリハビリ特化型デイサービス「元氣ジム」の施設利用に伴う収益により構成されております。当該サービスは、顧客に対して契約に基づくリハビリサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で利用実績に基づき収益を認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度末残高	当連結会計年度末残高
スポーツクラブ設備	17,008,873	18,486,712

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、スポーツクラブの運営事業を営むために、建物及び構築物やリース資産などの固定資産を多数保有しています。

当該スポーツクラブ運営事業の一部資産グループについては、当連結会計年度において、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) ※5 減損損失」に記載しているように、使用価値を回収可能価額として、減損損失518,885千円を認識しています。

この使用価値は、減損の兆候が見られるグルーピングにおいて個別の状況をふまえて算出しています。なお、5カ年を超える期間の業績予測については、当連結会計年度において継続成長率を0.0%として設定しています。

新型コロナウイルス感染症は、マスクの着用が任意になったことに加え、2023年5月8日より2類感染症から5類感染症へ移行されており、段階的に収束すると考えられます。しかしその一方で、再び感染者数が増加傾向にあり、感染症の収束先行きを見通すことができません。

今後、一定期間は必要なものの、治療薬の一般化が進むことに加え、社会問題となりつつある健康二次被害防止に向けた運動奨励の動き等により、フィットネス業界の必要性が高まることで、翌連結会計年度以降は緩やかに消費環境が改善すると予測しています。

他方、世界的なコロナ禍からの回復によるエネルギー需給のひっ迫ならびにウクライナ情勢の緊迫長期化に伴い、資源価格の高騰は一定期間継続すると考えられます。また、全国的な物価の上昇が進行しており、企業は賃上げへの対応を迫られるなど、施設運営に関するコストは一定期間高止まりすると予測します。

上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の再流行や光熱費等のさらなる高騰など、事業環境が大きく変化し、これらのお見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表上に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項 (税効果会計関係)」の1に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、連結財務諸表に計上した繰延税金資産のうち、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産697,612千円を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2021年3月期において、新型コロナウイルス感染症の流行及びその対策のための地方自治体からの休業要請等が業績に影響したことで、税引前当期純損失を10,139,015千円計上したことにより生じたものであります。

この繰越欠損金については、取締役会により承認された今後5カ年の業績予測に基づく将来課税所得 (税務上の繰越欠損金控除前) の見積り額に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込み年度及び控除見込み額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる額を繰延税金資産として計上しています。その結果、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額1,355,066千円を控除した697,612千円が繰延税金資産の金額に含まれています。

新型コロナウイルス感染症は、マスクの着用が任意になったことに加え、2023年5月8日より2類感染症から5類感染症へ移行されており、段階的に収束すると考えられます。しかしその一方で、再び感染者数が増加傾向にあり、感染症の収束先行きを見通すことができません。

今後、一定期間は必要なものの、治療薬の一般化が進むことに加え、社会問題となりつつある健康二次被害防止に向けた運動奨励の動き等により、フィットネス業界の必要性が高まることで、翌連結会計年度以降は緩やかに消費環境が改善すると予測しています。

他方、世界的なコロナ禍からの回復によるエネルギー需給のひっ迫ならびにウクライナ情勢の緊迫長期化に伴い、資源価格の高騰は一定期間継続すると考えられます。また、全国的な物価の上昇が進行しており、企業は賃上げへの対応を迫られるなど、施設運営に関するコストは一定期間高止まりすると予測します。

上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の再流行や光熱費等のさらなる高騰など、事業環境が大きく変化しこれらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の取り崩しが発生する可能性があります。

(追加情報)

株式会社東急スポーツオアシスの株式取得の概要

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、東急不動産株式会社の子会社である株式会社東急スポーツオアシスのフィットネス運営、ホームフィットネス、スポーツ施設の管理運営受託及びデジタルヘルスデザインの各事業を会社分割により承継する新設会社の株式の一部(40.0%)を、2023年3月31日付で取得することを決議しました。それに伴い2023年3月31日に当該株式を取得したことにより新設会社である株式会社東急スポーツオアシスは、持分法適用関連会社となりました。

なお、被投資会社である新設会社の株式会社東急スポーツオアシスの概要は以下のとおりです。

商号(被投資会社)	株式会社東急スポーツオアシス
事業内容	会員制スポーツクラブの経営等
持分法適用開始日	2023年3月31日
株式取得後の議決権比率	40.0%

また、被投資会社である株式会社東急スポーツオアシスは、2023年3月31日に設立されているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書には、被投資会社の業績に基づく持分法による投資損益は計上しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
投資有価証券(株式)	—	1,616,497千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分割した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
従業員給料及び賞与	528,546千円	553,700千円
事業税	270,619千円	292,743千円
減価償却費	209,408千円	151,892千円
賞与引当金繰入額	30,579千円	49,603千円
役員賞与引当金繰入額	10,637千円	13,926千円

※3 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
工具、器具及び備品	326千円	360千円

※4 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物及び構築物	8,611千円	11,576千円
機械装置及び運搬具	975千円	635千円
工具、器具及び備品	1,939千円	1,797千円
ソフトウェア	6,398千円	—
無形資産その他	—	251千円
合計	17,925千円	14,260千円

※5 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループ

用途	種類	場所	クラブ等の数
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	北海道	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	東京都	5
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	千葉県	1
スポーツクラブ設備	工具、器具及び備品	ベトナム国	2

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるクラブ及び閉鎖の意思決定を行ったクラブの設備の帳簿価額を回収可能額まで減額し、それぞれ当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	199,964千円
機械装置及び運搬具	11,183千円
工具、器具及び備品	19,490千円
リース資産	65,163千円
無形固定資産その他	136千円
リース資産減損勘定	19,529千円
計	315,469千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、クラブを基礎としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

クラブの設備については、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループ

用途	種類	場所	クラブ等の数
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	北海道	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	埼玉県	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	千葉県	2
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	東京都	3
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	神奈川県	5
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	新潟県	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	岐阜県	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	大阪府	3
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	兵庫県	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	福岡県	2
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	長崎県	1
その他	のれん	神奈川県	1

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるクラブ及び閉鎖の意思決定を行ったクラブの設備の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、のれんについては、当社の連結子会社である株式会社BEACH TOWNの株式取得時に発生したものであり、当初計画を下回り、営業活動から生じる収益が見込まれないため、当該帳簿価額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	426,309千円
機械装置及び運搬具	30,585千円
工具、器具及び備品	58,653千円
のれん	80,226千円
リース資産減損勘定	3,336千円
計	599,111千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、クラブを基礎として、また、のれんについては、原則として会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

クラブの設備については、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。また、のれんについては、営業活動から生じる収益が見込まれないため、回収可能額は零として評価しております。

※6 店舗休止損失

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

第1四半期連結会計期間において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を受けた地方自治体からの休業要請により、東京都、大阪府、京都府、兵庫県のスポーツクラブ施設を休業いたしました。これに伴い施設休業期間中に発生した固定費(人件費・賃借料・減価償却費等)を店舗休止損失として、特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,178千円	△1,918千円
税効果調整前	1,178千円	△1,918千円
税効果額	△361千円	588千円
その他有価証券評価差額金	817千円	△1,329千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△82,556千円	△50,086千円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△146千円	△3,539千円
組替調整額	11,160千円	10,968千円
税効果調整前	11,014千円	7,429千円
税効果額	△3,370千円	△2,274千円
退職給付に係る調整額	7,644千円	5,155千円
その他の包括利益合計	△74,093千円	△46,260千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,379,000	—	—	21,379,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,490,706	—	—	2,490,706

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月24日 取締役会	普通株式	37,776	2.0	2021年3月31日	2021年6月9日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	37,776	2.0	2021年9月30日	2021年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	75,553	4.0	2022年3月31日	2022年6月8日

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,379,000	—	—	21,379,000
A種種類株式(株)	—	2,092,000	—	2,092,000
合計(株)	21,379,000	2,092,000	—	23,471,000

(変動の概要)

A種種類株式の増加は、次のとおりであります。

2023年1月31日付けでAAGS S3, L.P. から第三者割当増資による払込みによる増加 2,092,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,490,706	—	—	2,490,706

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	—	1,569,000	—	1,569,000	11,673
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	—	1,569,000	—	1,569,000	(注) 2
合計			—	3,138,000	—	3,138,000	11,673

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 目的となる株式数の変動事由の概要

第2回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、発行によるものであります。

4. 第2回新株予約権及び第1回転換社債型新株予約権付社債は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月20日取締役会	普通株式	75,553	4.0	2022年3月31日	2022年6月8日
2022年11月11日取締役会	普通株式	75,553	4.0	2022年9月30日	2022年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月25日取締役会	普通株式	利益剰余金	75,553	4.0	2023年3月31日	2023年6月13日
2023年5月25日取締役会	A種種類株式	利益剰余金	3,287	1.57	2023年3月31日	2023年6月13日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	4,841,060千円	5,520,381千円
預け金(流動資産その他)	14,736千円	12,214千円
現金及び現金同等物	4,855,796千円	5,532,596千円

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	—	2,700,971千円

(リース取引関係)

リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(借主側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	9,280,963千円	7,241,057千円	620,961千円	1,418,944千円
合計	9,280,963千円	7,241,057千円	620,961千円	1,418,944千円

当連結会計年度(2023年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	9,280,963千円	7,609,042千円	620,961千円	1,050,959千円
合計	9,280,963千円	7,609,042千円	620,961千円	1,050,959千円

② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	421,707千円	409,064千円
1年超	1,240,795千円	831,731千円
合計	1,662,502千円	1,240,795千円
リース資産減損勘定期末残高	766,243千円	585,942千円

③ 支払リース料、リース減損勘定取崩し額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
支払リース料	881,296千円	881,296千円
リース減損勘定取崩し額	167,532千円	180,300千円
減価償却費相当額	506,024千円	506,024千円
支払利息相当額	155,621千円	129,539千円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

スポーツクラブ設備（主として建物及び構築物）であります。

② リース資産の減価償却の方法

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4. 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

スポーツクラブ設備（建物）であります。

② リース資産の減価償却の方法

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)「4. 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

①流動資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
リース料債権部分	49,818	49,818
受取利息相当額	26,456	25,860
リース投資資産	23,361	23,957

②投資その他の資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
リース料債権部分	776,337	726,519
受取利息相当額	325,204	299,344
リース投資資産	451,132	427,174

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

①流動資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	49,818	—	—	—	—	—
	当連結会計年度 (2023年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	49,818	—	—	—	—	—

②投資その他の資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	—	49,818	49,818	49,818	49,818	577,063

	当連結会計年度 (2023年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	—	49,818	49,818	49,818	49,818	527,245

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	3,149,963千円	3,325,175千円
1年超	14,435,854千円	15,047,196千円
合計	17,585,817千円	18,372,372千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、短期的な運転資金は、主に銀行借入により調達し、長期的な設備資金は、自己資金、建物リース、転換社債型新株予約権付社債の発行及び金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスク、発行会社の信用リスクに晒されております。建設協力金である長期貸付金、敷金及び保証金は、差し入れ先の財政状況等の悪化による回収不能リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払い期日にあります。借入金は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は当連結会計年度末日後、最長で12年2ヶ月であります。またリース債務は、建物リース取引によるものであり、償還日は当連結会計年度末日後、最長で29年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、与信管理規程に従い、売掛金、長期貸付金（建設協力金）、敷金及び保証金などの債権について経理財務部主管で継続的にモニタリングしております。また取引先ごとに期日及び残高管理を行い、財政状況等の悪化による回収リスクの早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) リース投資資産	474,494	528,605	54,111
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	11,604	11,604	—
(3) 長期貸付金	433,836	433,836	—
(4) 敷金及び保証金	8,458,356	7,492,496	△965,859
資産計	9,378,290	8,466,542	△911,748
(1) 長期借入金(※3)	6,977,889	6,936,027	△41,861
(2) リース債務	10,049,122	12,991,111	2,941,989
負債計	17,027,011	19,927,139	2,900,127

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	18,954

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) リース投資資産	451,132	494,284	43,151
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	9,685	9,685	—
(3) 長期貸付金	477,105	477,105	—
(4) 敷金及び保証金	8,814,555	7,582,780	△1,231,774
資産計	9,752,478	8,563,856	△1,188,622
(1) 転換社債型 新株予約権付社債	1,499,988	1,491,923	△8,064
(2) 長期借入金(※3)	5,954,805	5,935,890	△18,914
(3) リース債務	12,096,645	15,913,899	3,817,254
負債計	19,551,438	23,341,713	3,790,275

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	1,635,451

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 15年以内 (千円)	15年超 (千円)
売掛金	1,051,987	—	—	—	—
長期貸付金	—	209,962	179,499	38,759	5,614
敷金及び保証金	—	2,644,512	1,225,788	692,819	3,895,235
合計	1,051,987	2,854,475	1,405,287	731,579	3,900,849

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 15年以内 (千円)	15年超 (千円)
売掛金	1,245,183	—	—	—	—
長期貸付金	—	196,716	133,510	28,464	118,413
敷金及び保証金	—	4,060,614	964,388	384,716	3,404,835
合計	1,245,183	4,257,331	1,097,899	413,180	3,523,248

(注2) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 15年以内 (千円)	15年超 (千円)
短期借入金	1,850,000	—	—	—	—
長期借入金	2,103,084	4,828,621	36,684	9,500	—
リース債務	592,548	4,197,918	2,174,011	2,232,034	852,609
合計	4,545,632	9,026,539	2,210,695	2,241,534	852,609

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 15年以内 (千円)	15年超 (千円)
短期借入金	3,000,000	—	—	—	—
転換社債型 新株予約権付社債	—	1,499,988	—	—	—
長期借入金	2,203,084	3,715,413	29,808	6,500	—
リース債務	695,898	4,625,965	3,188,894	1,475,645	2,110,241
合計	5,898,982	9,841,366	3,218,702	1,482,145	2,110,241

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時間の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	11,604	—	—	11,604
資産計	11,604	—	—	11,604

当連結会計年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	9,685	—	—	9,685
資産計	9,685	—	—	9,685

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	528,605	—	528,605
長期貸付金	—	433,836	—	433,836
敷金及び保証金	—	7,492,496	—	7,492,496
資産計	—	8,454,938	—	8,454,938
長期借入金	—	6,936,027	—	6,936,027
リース債務	—	12,991,111	—	12,991,111
負債計	—	19,927,139	—	19,927,139

当連結会計年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	494,284	—	494,284
長期貸付金	—	477,105	—	477,105
敷金及び保証金	—	7,582,780	—	7,582,780
資産計	—	8,554,170	—	8,554,170
転換社債型 新株予約権付社債	—	1,491,923	—	1,491,923
長期借入金	—	5,935,890	—	5,935,890
リース債務	—	15,913,899	—	15,913,899
負債計	—	23,341,713	—	23,341,713

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

これらは建設協力金であり、回収予定額を契約期間に応じたリスクフリーレートで割り引いた割引現在価値法で算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、上記による算定額を連結貸借対照表に計上しているため、時価は帳簿価額と一致しております。

敷金及び保証金

これらの時価については、償還時期を合理的に見積った期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額を同様の資金調達において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 その他有価証券

種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	2,211	11,525	9,314
小計	2,211	11,525	9,314
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	491	78	△412
小計	491	78	△412
合計	2,702	11,604	8,901

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 その他有価証券

種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	2,211	9,654	7,443
小計	2,211	9,654	7,443
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	491	31	△460
小計	491	31	△460
合計	2,702	9,685	6,983

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度または前払退職金制度の選択制並びに非積立型の確定給付制度を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	813,493	825,151
勤務費用	72,627	67,762
利息費用	813	825
数理計算上の差異の発生額	146	3,539
退職給付の支払額	△61,929	△45,756
退職給付債務の期末残高	825,151	851,520

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非積立制度の退職給付債務	825,151	851,520
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	825,151	851,520
退職給付に係る負債	825,151	851,520
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	825,151	851,520

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	72,627	67,762
利息費用	813	825
数理計算上の差異の費用処理額	11,160	10,968
確定給付制度に係る退職給付費用	84,601	79,556

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
数理計算上の差異	11,014	7,429
合計	11,014	7,429

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりであります。

	(千円)	
	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
未認識数理計算上の差異	54,661	47,232
合計	54,661	47,232

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%

3 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度157,526千円、当連結会計年度154,387千円であります。

4 前払退職金制度

当社グループの前払退職金制度への支払額は、前連結会計年度27,316千円、当連結会計年度 28,101千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注1)	2,054,551千円	2,052,679千円
賞与引当金	151,096千円	209,323千円
未払事業税	56,109千円	46,976千円
未払事業所税	51,906千円	52,319千円
貸倒引当金	2,538千円	2,105千円
減価償却費限度超過額	991,183千円	919,418千円
退職給付に係る負債	252,497千円	260,565千円
建設協力金	119,036千円	122,941千円
資産除去債務	408,304千円	419,383千円
長期未払金	20,869千円	20,869千円
その他	70,368千円	83,964千円
繰延税金資産小計	4,178,457千円	4,190,547千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△590,014千円	△1,355,066千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△723,808千円	△724,657千円
評価性引当額	△1,313,822千円	△2,079,724千円
繰延税金資産合計	2,864,635千円	2,110,823千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,724千円	2,136千円
建設協力金	203,861千円	142,409千円
建物	139,962千円	199,300千円
その他	775千円	652千円
繰延税金負債合計	347,322千円	344,499千円
繰延税金資産の純額	2,517,313千円	1,766,323千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	2,054,551千円	2,054,551千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△590,014千円	△590,014千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1,464,537千円	(b)1,464,537千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越金2,054,551千円は（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産1,464,537千円を計上しております。当該繰延税金資産1,464,537千円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高2,054,551千円（法定実効税率を乗じた金額）の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2021年3月期に税引前当期純損失を10,139,015千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度 (2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	2,052,679千円	2,052,679千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△1,355,066千円	△1,355,066千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	697,612千円	(b)697,612千円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越金2,052,679千円は（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産697,612千円を計上しております。当該繰延税金資産697,612千円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高2,052,679千円（法定実効税率を乗じた金額）の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2021年3月期に税引前当期純損失を10,139,015千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	—
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%	—
住民税均等割	17.6%	—
連結子会社の税率差異	2.9%	—
評価性引当額の増減	△62.2%	—
その他	△0.0%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.1%	—

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スポーツクラブ設備等における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数等を勘案して10年から47年と見積り、その期間に応じた割引率(0.1%から2.3%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	1,194,971千円	1,334,328千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	154,515千円	93,846千円
時の経過による調整額	16,999千円	18,451千円
資産除去債務の履行等による減少額	△32,158千円	△76,092千円
期末残高	1,334,328千円	1,370,532千円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは、「スポーツクラブ運営事業」のみであり、外部顧客への売上高を分解した情報は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分		売上高(千円)
	フィットネス部門合計	16,235,253
	スイミングスクール	8,838,889
	テニススクール	3,747,533
	その他スクール	1,128,726
	スクール部門合計	13,715,150
	プロショップ部門	770,798
	その他の収入(注)	3,423,044
	スポーツ施設売上高	34,144,247
	業務受託	844,526
	介護リハビリ	1,484,344
	その他売上	646,959
	顧客との契約から生じる収益	37,120,078
	その他の収益	—
	外部顧客への売上高	37,120,078

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分		売上高(千円)
	フィットネス部門合計	17,853,342
	スイミングスクール	9,781,006
	テニススクール	3,905,761
	その他スクール	1,292,306
	スクール部門合計	14,979,073
	プロショップ部門	798,551
	その他の収入(注)	3,900,567
	スポーツ施設売上高	37,531,534
	業務受託	689,087
	介護リハビリ	1,687,118
	その他売上	852,944
	顧客との契約から生じる収益	40,760,685
	その他の収益	—
	外部顧客への売上高	40,760,685

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	876,197
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,051,987
契約負債(期首残高)	346,235
契約負債(期末残高)	324,660

(注) 当社グループにおける契約負債(前受金)は、原則1年以内に収益認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想される契約期間が1年を超過する重要な契約はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,051,987
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,245,183
契約負債(期首残高)	324,660
契約負債(期末残高)	354,084

(注) 当社グループにおける契約負債(前受金)は、原則1年以内に収益認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想される契約期間が1年を超過する重要な契約はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントが「スポーツクラブ運営事業」のみであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

「スポーツクラブ運営事業」の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額が90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

「スポーツクラブ運営事業」の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額が90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

報告セグメントが「スポーツクラブ運営事業」のみであるため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

報告セグメントが「スポーツクラブ運営事業」のみであるため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

報告セグメントが「スポーツクラブ運営事業」のみであるため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

報告セグメントが「スポーツクラブ運営事業」のみであるため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	546円30銭	475円41銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	27円19銭	△60円44銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	513,568	△1,141,646
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	513,568	△1,141,646
普通株式の期中平均株式数(株)	18,888,294	18,888,294

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,321,936	10,991,242
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,306	2,011,625
(うち資本金(千円))	—	999,976
(うち資本剰余金(千円))	—	999,976
(うち新株予約権(千円))	—	11,673
(うち非支配株主持分(千円))	3,306	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	10,318,629	8,979,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	18,888,294	18,888,294

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ルネサンス	第1回無担保 転換社債型 新株予約権付 社債(注1)	2023年 1月23日	—	1,499,988 (—)	1.0	無担保社債	2028年 1月31日
合計	—	—	—	1,499,988 (—)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約 権の発行 価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額 の総額 (千円)	新株予約権 の項により 発行した株 式の発行価 額の総額 (千円)	新株予約 権の付与 割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込 みに関する 事項
(株)ルネサンス 普通株式	無償	956	1,499,988	—	100	自 2023年 2月1日 至 2028年 1月27日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

3. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額転換社債型新株予約権付社債の内容

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	—	—	—	1,499,988

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	1,850,000	3,000,000	0.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,103,084	2,203,084	0.6	—
1年以内に返済予定のリース債務	592,548	695,898	3.4	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	4,874,805	3,751,721	0.6	2024年9月30日～ 2035年5月5日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	9,456,574	11,400,747	3.4	2025年8月31日～ 2052年3月31日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	18,877,011	21,051,450	—	—

(注) 1. 「平均利率」は、借入金等の期中平均残高に基づき算定を行っております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,903,084	1,180,584	501,869	129,876
リース債務	715,641	1,937,206	1,342,031	631,085

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約 及び定期借地契約に 伴う原状回復義務等	1,334,328	112,297	76,092	1,370,532

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	9,741,540	19,889,005	30,312,830	40,760,685
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期(当期)純 損失(△) (千円)	△64,071	19,814	177,198	△305,613
親会社株主に帰属する四半期純 利益又は親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失(△) (千円)	△21,917	6,311	12,568	△1,141,646
1株当たり四半期純利益又は1 株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)	△1.16	0.33	0.67	△60.44

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△) (円)	△1.16	1.49	0.33	△61.11

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,692,553	5,443,016
売掛金	1,021,483	1,199,216
リース投資資産	23,361	23,957
商品	239,514	231,027
貯蔵品	74,469	75,319
前払費用	903,424	950,226
その他	※ 761,186	※ 766,975
貸倒引当金	△8,295	△6,881
流動資産合計	7,707,698	8,682,857
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,769,977	5,478,750
構築物	132,576	107,465
機械及び装置	387,563	364,641
工具、器具及び備品	711,164	593,820
車両運搬具	130	65
土地	1,124,938	1,124,938
リース資産	9,075,334	10,969,552
建設仮勘定	107,142	905,929
有形固定資産合計	17,308,827	19,545,163
無形固定資産		
のれん	91,230	76,610
ソフトウェア	413,783	286,585
その他	35,923	95,106
無形固定資産合計	540,937	458,302
投資その他の資産		
投資有価証券	30,558	28,640
関係会社株式	103,334	1,616,498
長期貸付金	※ 984,411	※ 1,276,305
敷金及び保証金	8,421,201	8,779,159
店舗賃借仮勘定	545,154	141,623
長期前払費用	116,600	167,952
繰延税金資産	2,500,586	1,751,870
その他	464,137	440,029
貸倒引当金	△767,644	△867,492
投資その他の資産合計	12,398,339	13,334,586
固定資産合計	30,248,104	33,338,052
繰延資産		
株式交付費	—	21,318
社債発行費	—	5,700
繰延資産合計	—	27,018
資産合計	37,955,802	42,047,928

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	60,482	54,479
短期借入金	1,850,000	3,000,000
1年内返済予定の長期借入金	2,100,000	2,200,000
リース債務	592,548	695,898
未払金	1,346,646	1,587,183
未払費用	837,715	891,466
未払法人税等	330,696	197,105
未払消費税等	1,119,486	—
前受金	216,041	245,068
預り金	232,919	227,789
前受収益	1,800	1,651
賞与引当金	493,778	684,062
役員賞与引当金	10,637	13,926
資産除去債務	25,846	13,453
設備関係未払金	76,629	104,650
その他	243,143	260,916
流動負債合計	9,538,371	10,177,651
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	—	1,499,988
長期借入金	4,800,000	3,680,000
リース債務	9,456,574	11,400,747
長期末払金	755,835	1,400,675
長期前受収益	16,546	14,269
退職給付引当金	770,489	804,288
資産除去債務	1,308,481	1,357,079
長期預り保証金	275,680	246,701
関係会社事業損失引当金	—	30,906
その他	669,846	416,852
固定負債合計	18,053,453	20,851,509
負債合計	27,591,825	31,029,160
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,210,380	3,210,356
資本剰余金		
資本準備金	2,146,804	3,146,780
その他資本剰余金	2,666,711	2,666,711
資本剰余金合計	4,813,515	5,813,491
利益剰余金		
利益準備金	69,375	69,375
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,779,284	4,423,779
利益剰余金合計	5,848,659	4,493,154
自己株式	△2,514,753	△2,514,753
株主資本合計	10,357,801	11,002,247
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,176	4,846
評価・換算差額等合計	6,176	4,846
新株予約権	—	11,673
純資産合計	10,363,977	11,018,767
負債純資産合計	37,955,802	42,047,928

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高		
フィットネス売上高	33,323,939	36,468,064
商品売上高	769,603	793,234
その他の営業収入	※1 2,737,276	※1 2,982,815
売上高合計	36,830,818	40,244,114
売上原価	33,817,592	37,276,001
売上総利益	3,013,226	2,968,112
販売費及び一般管理費		
役員報酬	134,206	182,940
従業員給料及び賞与	513,827	533,593
賞与引当金繰入額	30,579	49,603
役員賞与引当金繰入額	10,637	13,926
法定福利費	89,964	94,135
退職給付費用	13,608	13,997
採用教育費	42,074	107,715
旅費及び交通費	4,822	6,620
減価償却費	194,014	137,228
設備維持管理費	321,007	335,614
賃借料	100,164	76,037
支払手数料	128,610	127,438
事業税	270,619	292,743
その他	184,562	259,190
販売費及び一般管理費合計	2,038,700	2,230,786
営業利益	974,525	737,326
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 16,717	※1 19,071
為替差益	73,491	73,077
転リース差益	10,316	10,316
受取手数料	3,195	2,112
その他	52,740	46,207
営業外収益合計	156,461	150,784
営業外費用		
支払利息	371,504	466,320
関係会社貸倒引当金繰入額	※2 128,049	※2 99,847
その他	66,656	19,592
営業外費用合計	566,209	585,761
経常利益	564,777	302,349
特別利益		
固定資産売却益	196	360
雇用調整助成金	146,175	—
助成金収入	409,649	—
特別利益合計	556,021	360
特別損失		
固定資産除却損	17,925	14,260
減損損失	313,415	518,885
関係会社株式評価損	—	103,333
関係会社事業損失引当金繰入額	—	※3 30,906
店舗閉鎖損失	4,619	—
店舗休止損失	374,222	—
その他	5,283	932
特別損失合計	715,465	668,318
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	405,333	△365,609
法人税、住民税及び事業税	152,303	89,486
法人税等調整額	△188,491	749,303
法人税等合計	△36,187	838,790
当期純利益又は当期純損失(△)	441,520	△1,204,399

【売上原価明細書】

フィットネス売上原価及びその他の営業収入原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)		当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1 販売促進費		4,291,660	12.9	4,722,455	12.8
2 従業員給料及び賞与		10,917,825	32.7	11,716,552	31.8
3 賞与引当金繰入額		463,199	1.4	634,459	1.7
4 退職給付費用		255,836	0.8	248,048	0.7
5 法定福利費		1,320,442	4.0	1,466,132	4.0
6 福利厚生費		113,839	0.3	129,185	0.4
7 委託人件費		554,131	1.7	553,979	1.5
8 水道光熱費		2,996,111	8.9	3,810,403	10.3
9 消耗品費		51,757	0.2	67,929	0.2
10 旅費及び交通費		151,165	0.5	219,552	0.6
11 通信費		102,092	0.3	93,970	0.3
12 設備維持管理費		1,740,204	5.2	1,907,439	5.2
13 賃借料		7,322,506	21.9	7,773,815	21.1
14 減価償却費		1,940,762	5.8	2,081,145	5.7
15 企画原価		346,414	1.0	496,572	1.3
16 その他		809,490	2.4	909,489	2.4
フィットネス売上原価及び その他の営業収入原価		33,377,443	100.0	36,831,131	100.0

商品売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)		当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
商品期首棚卸高			254,849		239,514
当期商品仕入高			424,814		436,383
合計			679,663		675,897
商品期末棚卸高			239,514		231,027
商品売上原価			440,149		444,870

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金		
当期首残高	2,210,380	2,146,804	2,666,711	4,813,515	69,375	5,413,316	5,482,691
当期変動額							
剰余金の配当						△75,553	△75,553
当期純利益						441,520	441,520
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	365,967	365,967
当期末残高	2,210,380	2,146,804	2,666,711	4,813,515	69,375	5,779,284	5,848,659

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,514,753	9,991,833	5,358	5,358	9,997,191
当期変動額					
剰余金の配当		△75,553			△75,553
当期純利益		441,520			441,520
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			817	817	817
当期変動額合計	—	365,967	817	817	366,785
当期末残高	△2,514,753	10,357,801	6,176	6,176	10,363,977

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,210,380	2,146,804	2,666,711	4,813,515	69,375	5,779,284	5,848,659
当期変動額							
新株の発行	999,976	999,976		999,976			
剰余金の配当						△151,106	△151,106
当期純損失(△)						△1,204,399	△1,204,399
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	999,976	999,976	—	999,976	—	△1,355,505	△1,355,505
当期末残高	3,210,356	3,146,780	2,666,711	5,813,491	69,375	4,423,779	4,493,154

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,514,753	10,357,801	6,176	6,176	—	10,363,977
当期変動額						
新株の発行		1,999,952				1,999,952
剰余金の配当		△151,106				△151,106
当期純損失(△)		△1,204,399				△1,204,399
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,329	△1,329	11,673	10,343
当期変動額合計	—	644,446	△1,329	△1,329	11,673	654,790
当期末残高	△2,514,753	11,002,247	4,846	4,846	11,673	11,018,767

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

原則として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法)

(2) 貯蔵品

個別原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 … 2～47年

構築物 … 2～42年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は下記のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) … 5年(社内における利用可能期間)

のれん … 20年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額を損益処理しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

① スポーツ施設利用サービスによる収益

スポーツ施設利用サービスについては、主にスポーツクラブ施設の利用に伴う月額会費収入(以下「会費収入」)からなります。会費収入は、顧客に対して契約に基づく施設利用サービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で定額料金及びオプションサービス料に基づき収益を認識しております。

② 業務受託契約による収益

業務受託契約による収益については、主に顧客が所有する施設を契約期間にわたり、管理・運営する業務を受託しております。そのため、管理・運営業務を提供することによって履行義務が充足されると判断し、業務提供時点で契約受託料に基づき収益を認識しております。

③ 介護リハビリサービスによる収益

介護リハビリサービスについては、主にリハビリ特化型デイサービス「元気ジム」の施設利用に伴う収益により構成されております。当該サービスは、顧客に対して契約に基づくリハビリサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で利用実績に基づき収益を認識しております。

6 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 重要な繰延資産の処理方法

① 株式交付費

株式交付の時から3年間にわたり均等償却しております。

② 社債発行費

社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（千円）

	前事業年度末残高	当事業年度末残高
スポーツクラブ設備	17,005,905	18,485,013

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）1. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表上に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

（追加情報）

株式会社東急スポーツオアシスの株式取得の概要

連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	306,392千円	123,737千円
長期金銭債権	550,575千円	799,200千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引以外の取引による取引高	6,998千円	9,869千円

※2 関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額は、当社連結子会社に対する貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

※3 関係会社事業損失引当金繰入額

関係会社事業損失引当金繰入額は、当社連結子会社が債務超過の状態となったため引当金を計上したものであります。

(有価証券関係)

前事業年度 (2022年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度
子会社株式	103,334千円
計	103,334千円

当事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度
子会社株式	1千円
関連会社株式	1,616,497千円
計	1,616,498千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,054,551千円	2,052,679千円
賞与引当金	151,096千円	209,323千円
未払事業税	56,109千円	46,976千円
未払事業所税	51,906千円	52,319千円
貸倒引当金	237,437千円	267,558千円
減価償却費限度超過額	991,183千円	919,418千円
退職給付引当金	235,770千円	246,112千円
建設協力金	119,036千円	122,941千円
資産除去債務	408,304千円	419,383千円
長期未払金	20,869千円	20,869千円
関係会社株式評価損	134,670千円	166,290千円
その他	70,368千円	93,422千円
繰延税金資産小計	4,531,299千円	4,617,294千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△590,014千円	△1,355,066千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,093,377千円	△1,165,858千円
評価性引当額小計	△1,683,391千円	△2,520,924千円
繰延税金資産合計	2,847,908千円	2,096,370千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,724千円	2,136千円
建設協力金	203,861千円	142,409千円
建物	139,962千円	199,300千円
その他	775千円	652千円
繰延税金負債合計	347,322千円	344,499千円
繰延税金資産の純額	2,500,586千円	1,751,870千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	—
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.8%	—
住民税均等割	20.9%	—
評価性引当金の増減	△64.4%	—
その他	△0.8%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8.9%	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物	5,769,977	828,369	435,370 (426,118)	684,226	5,478,750	13,207,325
構築物	132,576	2,991	2,515 (191)	25,587	107,465	1,035,689
機械及び装置	387,563	107,180	31,220 (30,585)	98,883	364,641	2,112,150
工具、器具及び備品	711,164	322,353	60,451 (58,653)	379,245	593,820	3,900,269
車両運搬具	130	—	—	65	65	537
土地	1,124,938	—	—	—	1,124,938	—
リース資産	9,075,334	2,700,971	—	806,753	10,969,552	4,984,686
建設仮勘定	107,142	1,834,788	1,036,000	—	905,929	—
有形固定資産計	17,308,827	5,796,655	1,565,558 (515,548)	1,994,760	19,545,163	25,240,658
無形固定資産						
のれん	91,230	—	—	14,619	76,610	215,786
ソフトウェア	413,783	59,155	—	186,353	286,585	608,953
その他	35,923	84,197	19,313	5,700	95,106	30,111
無形固定資産計	540,937	143,353	19,313	206,674	458,302	854,851

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	ルネサンス春日24	187,818千円	(建物取得)
	ルネサンス経堂	85,994千円	(既存店改修)
	ルネサンス岐阜LCワールド24	51,204千円	(既存店改修)
リース資産	ルネサンス蒔田24	1,277,127千円	(新規開設)
	ルネサンス海老名ピナガーデンズ24	951,944千円	(新規開設)
	ルネサンス・イオンタウンふじみ野24	471,900千円	(新規開設)
ソフトウェア	I T推進部	59,155千円	(システム改修)

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	8,295	4,181	5,595	6,881
貸倒引当金(固定)	767,644	99,847	—	867,492
賞与引当金	493,778	684,062	493,778	684,062
役員賞与引当金	10,637	13,926	10,637	13,926
関係会社事業損失引当金	—	30,906	—	30,906

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	(注) 1. 2
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載 URL: https://www.s-renaissance.co.jp
株主に対する特典	所有株式数100株保有の株主1名様につき2枚、以降100株ごとに2枚追加、500株以上は一律10枚の株主優待券を年2回贈呈

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同第166条第1項の規定による請求をする権利及び株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。
2. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取りに係わる株式の取扱は、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。但し、特別口座に記載されている単元未満株式の買取りにつきましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社が直接取り扱いたいします。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第40期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月23日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

2022年6月23日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第41期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月12日関東財務局長に提出

第41期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月11日関東財務局長に提出

第41期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2022年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(臨時株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2023年1月23日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当により発行されるA種種類株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、及び第2回新株予約権の発行

2022年11月11日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記(5)有価証券届出書の訂正届出書) 2023年1月23日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月28日

株式会社 ルネサンス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 貴 也

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルネサンスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルネサンス及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

スポーツクラブ事業における固定資産の減損 （【注記事項】（会計上の見積りに関する注記）、（連結損益計算書関係）※5減損損失）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、主たる事業としてスポーツクラブ事業を展開し、当該事業に係る有形固定資産は、2023年3月31日現在、有形固定資産として19,546百万円、総資産の46.2%を占めている。</p> <p>会社は、固定資産の減損の兆候を把握するに際して、各スポーツクラブ施設を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各施設の営業損益が2期連続してマイナスとなっている場合や施設閉鎖の意思決定等の事象が生じた場合、減損の兆候があるものとしている。</p> <p>減損の兆候が識別された場合、該当する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額を回収可能価額とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上している。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの算定に際しては、経営者により承認された業績予測を基礎としているが、業績予測には将来の収益予測、営業利益予測等の重要な仮定が用いられている。</p> <p>これらの重要な仮定については、経営者による主観的な判断を伴い、重要な不確実性を伴うものであることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社が実施した減損の認識判定について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 経営者が構築した、減損損失の認識の要否に関する内部統制の整備及び運用状況を評価した。評価にあたっては、特に割引前将来キャッシュ・フローの前提となる業績予測に関連する内部統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度に策定された業績予測と実績との乖離状況を分析し、経営者の見積りの精度の評価を実施した。 各施設の将来業績予測の入手及び取締役会において承認された業績予測との整合性を確認した。 業績予測における重要な仮定である、収益予測、営業利益予測等については、会費収入の増収予測及び人件費や水道光熱費等の主たるコストの発生予測について、過年度実績との趨勢分析を行うとともに、経営者に対して仮定の前提に関して質問を実施した。 経営者の策定した業績予測の達成可能性を検討し、経営者による減損の認識判定に対する見解について評価を行った。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断 （【注記事項】（会計上の見積りに関する注記）、（税効果会計関係））	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産1,766百万円が計上されている。注記事項（税効果会計関係）に記載の通り、当該繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額4,190百万円から評価性引当額2,079百万円並びに繰延税金負債344百万円が控除されている。</p> <p>これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識される。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断される。このうち、収益力に基づく将来の課税所得は、会社の業績予測を基礎として見積られるが、当該業績予測に含まれる将来の収益予測、営業利益予測等は不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、経営者による収益力に基づく将来の課税所得の見積りに関する判断が、当連結会計年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者による収益力に基づく将来の課税所得の見積りに関する判断の妥当性を評価するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 経営者が構築した、繰延税金資産の回収可能性の判断に関する内部統制について、その整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に将来の課税所得計画の前提となる業績予測に関連する内部統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来の課税所得の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度に策定された業績予測と実績との乖離状況を分析し、経営者の見積りの精度の評価を実施した。 経営者が繰延税金資産の回収可能性に関する判断を行うにあたり使用した将来の課税所得計画について、取締役会において承認された業績予測との整合性を確認した。 将来の課税所得計画の前提となる業績予測における重要な仮定である、収益予測、営業利益予測等については、会費収入の増収予測及び人件費や水道光熱費等の主たるコストの発生予測について、過年度実績との趨勢分析を行うとともに、経営者に対して仮定の前提に関して質問を実施した。 経営者の策定した将来の課税所得計画の達成可能性を検討し、経営者による繰延税金資産の回収可能性に対する見解について評価を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そ

のような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表

が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ルネサンスの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ルネサンスが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

株式会社 ルネサンス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 貴 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルネサンスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルネサンスの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

スポーツクラブ事業における固定資産の減損

会社は、主たる事業としてスポーツクラブ事業を展開し、2023年3月31日現在の当該事業に係る有形固定資産は19,545百万円、総資産の46.4%を占めている。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（スポーツクラブ事業における固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断

会社の当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産1,751百万円が計上されている。注記事項（税効果会計関係）に記載の通り、当該繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額4,617百万円から評価性引当額2,520百万円並びに繰延税金負債344百万円が控除されている。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性に関する判断）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、

並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月28日

【会社名】 株式会社ルネサンス

【英訳名】 RENAISSANCE, INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 岡 本 利 治

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員岡本利治及び取締役専務執行役員最高財務責任者安澤嘉丞は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前会計年度の売上高の概ね2/3に達しているクラブを「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に影響するプロセス、すなわち「販売管理プロセス」「給与報酬支払管理プロセス」「固定資産管理プロセス」を評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月28日
【会社名】	株式会社ルネサンス
【英訳名】	RENAISSANCE, INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 岡 本 利 治
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員岡本利治及び取締役専務執行役員最高財務責任者安澤嘉丞は、当社の第41期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

